

第四百一十一回 参議院内閣委員会會議録第四号

平成九年十二月二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月一日

辞任

藤澤 弘君
吉岡 吉典君

補欠選任

吉川 春子君
阿部 幸代君

十二月二日

辞任

狩野 安君
村上 正邦君

補欠選任

長尾 立子君
鈴木 政二君

出席者は左のとおり。

委員長

竹山 裕君

理事

板垣 正君

委員

井上 孝君

狩野 安君

鎌田 要人君

鈴木 政二君

鈴木 貞敏君

長尾 立子君

村上 正邦君

矢野 哲朗君

荒木 清寛君

鈴木 正孝君

山崎 力君

齋藤 勤君

角田 義一君

阿部 幸代君

国務大臣

国務大臣
(内閣官房長官)

吉川 春子君
北澤 俊美君

国務大臣
(総務庁長官)

村岡 兼造君
小里 貞利君

国務大臣
(防衛庁長官)

久間 章生君

政府委員

人事院総裁
人事院事務総局
管理局長

中島 忠能君
尾木 雄君

人事院事務総局
任用局長

人事院事務総局
給与局長

角野 敬明君
武政 和夫君

人事院事務総局
職員局長

行政改革会議
事務局次官

総務政務次官
総務庁長官官房
審議官

佐藤 信君
八木 俊道君

総務庁人事局長
総務庁恩給局長

防衛庁長官官房
防衛庁防衛局長

熊代 昭彦君
西村 正紀君

防衛庁人事教育
局長

防衛施設庁施設
部長

桑原 博君
大越 康弘君

常任委員会専門
員

自治省行政局公
務員部給与課長

坂野 興君
首藤 新悟君

説明員

田中 久雄君
浦山 敏一君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹山裕君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、藤澤弘君及び吉岡吉典君が委員を辞任され、その補欠として吉川春子君及び阿部幸代君が選任されました。

○委員長(竹山裕君) 一般職の職員に關する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員に關する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。小里総務庁長官。

○国務大臣(小里貞利君) ただいま議題となりました一般職の職員に關する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員に關する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律の一部を改正する法律案について、本年八月四日、一般職の職員に關する法律の改定に關する人事院報告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、人事院報告どおり改定を行うが、指定職俸給表の適用を受ける職員については改定を一年延伸することが適當であると認め、一般職の職員に關する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に關する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

最初に、一般職給与法の改正関係について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を人事院報告どおり改定することとしたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師等に対する支給月額限度額を三十一万二千二百円に引き上げること等といたしております。

第三に、扶養手当について、扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族たる子、父母等のうち一人についての月額を六千五百円に引き上げるとともに、満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額四千円に引き上げることとしたしております。

第四に、特勤勤務手当に準ずる手当について、支給割合の限度を俸給及び扶養手当の月額の合計

額の百分の六に引き上げることとしたしております。

第五に、新たにハワイ観測所勤務手当を設け、官署を異にする異動により国立天文台ハワイ観測所に勤務することとなった職員に、俸給及び扶養手当の月額合計額に百分の八十を乗じて得た額を月額として支給することとしたしております。

第六に、宿日直手当について、通常の宿日直勤務に係る支給額の限度額を勤務一回につき三千八百円に引き上げる等、所要の改善を図ることとしたしております。

第七に、期末手当について、三月期の支給割合を百分の五十五とするともに、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるものの等の特定幹部職員に対する支給割合を六ヶ月期は百分の百四十、十二ヶ月期は百分の百七とすることとしたしております。

第八に、勤勉手当について、特定幹部職員に対する支給割合を百分の八十とすることとしたしております。

第九に、指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、期末手当にかえて新たに期末特別手当を設け、勤務成績が良好でない場合には、勤務成績に応じ各庁の長等が定める額を減じた額を支給することとしたしております。

第十に、非常勤の委員、顧問、参事等に支給する手当について、その限度額を月額三万八千九百円に引き上げることとしたしております。

次に、任期付研究員法の改正関係については、任期付研究員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改定することとしたしております。

以上のほか、施行期日、適用日、この法律の施行に關し必要な経過措置等について規定することとしたしております。

なお、指定職俸給表の適用を受ける職員については俸給表及び期末特別手当の支給割合の改定を一年延伸し、平成十年度から行うこととしており

ます。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与改定にあわせて、特別職の職員の給与について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることとしたしております。

第二に、特別職の職員である常勤及び非常勤の委員等に支給する月額手当の限度額を一般職の職員の給与改定に準じて引き上げることとしたしております。

以上のほか、この法律の施行期日、適用日等について規定することとしたしております。

なお、一般職の指定職職員と同じく、別表第一の適用を受ける内閣総理大臣等並びに別表第二の適用を受ける大使及び公使に關しては俸給表及び期末手当の支給割合の改定を一年延伸し、平成十年度から行うこととしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹山裕君) 久間防衛庁長官。○国務大臣(久間章生君) ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の

給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定を行うものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の改定、期末特別手当の新設等を行うとともに、営外手当についても改定することとしております。

第二点は、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当制度について、その充実を図っていくため、自衛官俸給の改定との兼ね合い等を総合勘案し、当該自衛官に係る調整手当の支給割合を改定することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当、期末手当等につきましましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(竹山裕君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございます。きょうは、給与関係閣僚会議の座長である官房長官において願って基本的考え方を聞きたいと

思ったんですが、ちょうど私の時間は外交日程というところなので、給与所管の総務庁長官にぜひ政府の立場をお伺いしたいと思っております。

先ほど説明がありましたような中で本年度の給与改定がなされるわけでございますが、人勸が八月四日になされて以来、政府としてもこの実施について慎重に検討の上、十一月十四日に公務員の給与改定に関する取り扱いということで閣議決定をしたわけでございます。

そこで、中身はもうこれで読ませていただきましたが、給与担当の大臣として、政府としてこの厳しい未曾有の構造改革の中で給与改定を実施するというところでございますので、これに対する基本的考え方を伺いたいと思うわけでございます。

○国務大臣(小里貞利君) 憲法上の労働基本権の制約にかかわる代償措置であります、しかもその代償措置の根幹であります、こういう基本的認識は堅持しながら対処いたしましたつもりでございます。

本年度の人事院勧告の取り扱いに当たりましては、国民及び公務員双方の理解と納得が得られるよう給与関係閣僚会議等も四回にわたりまして開いたところでございまして、その趣旨におきましては論議を尽くしたつもりでございます。

今回決定をいたしました取り扱い方針につきましては、もちろん良好な労使関係の維持等にも配慮しつつ進めなければならぬ、かつまた、ただいまお話しのとおり危機的状況にある財政事情のもと、総人件費の極力抑制あるいは財政構造改革の推進についての閣議決定等の趣旨も踏まえたものでございます。その結果、指定職以外の職員は勧告どおりいたします、指定職につきましては改定を一年延伸することとした次第でございます。

○依田智治君 今、政府の立場は御説明いただきましたが、きょうは人事院総裁に來ていただい

います。

私は、今回質問するに当たりまして、また人勸が出て以来この問題についていろいろ研究してみました。民間だったらどうなんだろう。例えば大会社が毎年赤字を出している。労働基本権があつて労使交渉をしたら、会社はこんな状態だ、ちょっとことはベスアップは難しいんじゃないか、こういうことで、仕方がない、ある程度でやむを得ない、もしそういうことだったら、そういうことになるような危機的状況かなど、こんな感じもするわけですね。公務員の場合には人事院の勧告というのがあるわけですが、この勧告がなされると、特別職、さらには膨大な地方公務員もはぼすつと右に倣つて改定されるわけでございます。

そこで、人勸の意義と、代償措置というけれども、どんな状況でも完全に払えというもののなか、そのあたりに関する人事院総裁の人勸についての基本的考え方を改めて伺いたいと思うわけでございます。

○政府委員(中島忠能君) 民間の場合には労働三権というものを労働者がそれぞれ持っておりまして、その労働三権を背景に労使が交渉して賃金を決めるというところでございますが、ただいま総務庁長官が御答弁されましたように、公務員の場合には労働基本権が制約されておるというところでございまして、現在までのいろんな積み重ねの結果、「給与を決定する諸条件の変化により」というふうに法文上は書いてございますけれども、今までの経験の積み重ね上、これが民間労働者並みというところで運用され、一応そういうことで国民の御納得を得られておるというふうに考えております。

そこで、私たちは民間労働者の賃金の改定状況というのをよく調べて、その結果こういう勧告を申し上げておるわけでございますけれども、その調査の過程におきましても、民間企業という

のは先生が今おっしゃいますように非常に厳しい経営状況のもとで賃金改定を見送ったところもございまして、そうでないところもございまして。そこで、公務員の給与を決めるときには、いろいろな民間企業というものがございまして、その平均的な率というもので公務員の給与をお決めいただきたいということで勧告を申し上げておるわけでございます。

この勧告に基づくアップというのは、公務員にとりましては唯一の賃金改定の機会でございますので、私たちとしては民間労働者の平均並みの賃金というものをどうしても公務員に保障してあげていただきたい、そうすることによって、ただいま総務庁長官が御答弁されましたように、良好な労使関係が維持されるだろう、その良好な労使関係のもとにおいて国民に対して質の高い行政サービスが間断なく提供されるんじゃないか、このように考えておるわけでございます。そういうことによつて公務全体として国民に対して責任のある行政サービスができる、こういうふうに考えるわけでございます。

○依田智治君 私その基本は理解しているつもりでございますが、ただ先ほど総務庁長官は国民にも公務員にも理解を得られると。山一はつぶれ、本当に果たして給料、退職金まで払つてくれるかというような厳しい状況の中で、公務員はいないというような面が逆にあるのかと思ひます。

それにしては、そういう空気の中では指定職は一年延ばすのが適当である、こういうふうに書いてありますが、今回の人勸実施に伴う所要経費は国家公務員の場合、総額幾らですか、総務庁。

○政府委員(中川良一君) 今回御提案申し上げております給与改定に伴う所要経費でございますが、財政当局の試算によりますと、一般会計で約千四百十億円というところでございます。

○依田智治君 地方なんかはわかりませんが、自治

省。——では、国家公務員の場合、指定職で今年一年延ばされた場合の給与というのはどのくらいになるんでしょうか。

○政府委員(中川良一君) 指定職の一年延ばに伴います節減額は約十億円というふうに承知いたしております。

○依田智治君 私の手持ちの資料では、地方は二千四百億ぐらいというような話も何つていますが、国の場合、千四百十億の中で指定職は十億と。幹部はそれくらい理解しろということかどうか。

それから、一指定職俸給表については、民間企業の役員給与との間に相当の差が認められるものの、諸般の事情を考慮して、行政職と同程度の改定にとどめることとし、引き続き民間企業の役員給与の実態に相応するよう検討する」と、人勸の中でも、相当差があるけれども、一般並みにしておくけれども、今後検討しますと。実際の実施上さらに一年延ばすというものは、この全体を見ると私は適当であるという理由がやや乏しいなという感じがするわけですが。

むしろ、こういう厳しい状況の中では、私も昔公務員ですから、完全実施ということが、附帯決議もきょうあるみたいですが、やはりできることならやるんですけれども、国民に対して本当に示すのなら、こんな指定職の十億だけ削るというのでなくて、例えば一カ月延ばすという方がずっと効果があるなという感じもしておるわけです。

この点はそれとして、むしろ私は、先ほど人事院総裁が言いましたように完全実施する、その前提として行政が簡素で効率的に運営され今後としても行政改革の中で本当に総人件費を抑制する厳しい措置をとっていく、そういう前提のもとに成り立つ議論である、そういう中でこそ国民の理解が得られるのだと理解しておるわけです。

そういう点で、総務庁長官、この閣議決定の中にもございしますが、今後の人員削減というものに

ついてはどんな方針を持っておられるのか、お伺いいたします。

○國務大臣(小里貞利君) ただいま議員もお触れになりましたように、財政構造改革の観点というのは私は重要な一つの視点であると思つております。お話がございましたように、簡素で効率的な政府の実現が極めて重要でございますから、国家公務員の定員についても削減が必要である、かように思つております。

○依田智治君 ぜひ厳しく見直して、本当に効率的な行政を目指さないとこの人勸の制度というものも生きない、こう思つておりますので、今後ともそういう努力をお願いしたいと思います。

きょうは自治省に来ていただいておりますが、この閣議決定の中にもございしますけれども、国の水準を上回る給与水準、いわゆるラスパイレスで一〇〇以上というところは今のぐらいいあります。

○説明員(浦山紘一君) 地方公務員の給与水準を示しますラスパイレス指数で一〇〇以上の団体は、現在、全地方団体の三割に相当いたします千五団体でございます。

○依田智治君 だから、三割はまだ国の水準を上回るといふことですね。これも閣議決定にございしますように、引き続き適正化を図るため必要な措置を講ずるということが大前提だと思ひます。要するに右へ做えをして、税収がほとんどないところも、まあ公務員という性格上仕方ないんですが、あとは国の方からもらつて給料だけはばんぱん払うというんでは国民の納得はなかなか得られない、こう思ひます。

時間もありませんのでちょっと一言だけ、自治省の方としては地方団体に対するこういう給与改定という問題についてどんな指導をやつておりますか。

○説明員(浦山紘一君) 地方公共団体につきましては、給与も含めまして行政改革をやる、積極

的に推進するということが国同様現下の最大の課題でございます。そのため、各地方公共団体に対して、地方分権推進委員会の勧告を踏まえまして、去る十一月十四日に事務次官名で地方公共団体の行政改革推進のための指針、これを通知いたしました。この指針に沿って定員管理や給与を初めとする行政改革を積極的に推進するよう強く要請をいたしましたところでございます。

また、給与につきましては、国におきまして人事院勧告の取り扱い方針が閣議決定されました同じく十一月十四日付で、地方公務員の給与改定に関する取り扱いの通知を出したわけでございます。その中におきまして、地方公務員の給与改定に当たりましては、閣議決定の趣旨に沿って国に準じて適切に対処するとともに、給与水準や給与制度運用が不適正な団体にあつてはその見直しを行うなど必要なる是正措置をあわせて講ずるよう要請をいたしましたところでございますが、今後ともその適正化が図られるよう適切に助言等を行ってまいりたいと考えております。

○依田智治君 今後、地方分権になれば、その受け皿としての地方団体の効率化というのが大変重要なものになりますので、指導を徹底していただくようにお願いしたいと思います。

防衛庁に一言お伺いしますが、防衛庁職員は勤務形態やその給与体系というものに特殊性を持っていますが、今回の人事院勧告に基づく給与改定においては、一般職に右へ倣えの部分と、特別な部分もあるんじゃないか。どんな点で特殊性に依じた処遇の改善という努力をされておられるのか、わかる範囲で結構ですので、よろしくお伺いいたします。

○政府委員(坂野興君) 防衛庁の給与制度につきましては、基本的には職務の類似する一般職の国家公務員との均衡を図りながらそれに準じて定められているところでございますが、その職務の特殊性

を考慮した防衛庁職員の給与のあり方につきましては、隊員の処遇上、平素から最も重要な施策の一つとして留意しているところでございます。

今回の防衛庁職員給与の改定は、人事院勧告の取り扱いに関する閣議決定におきまして特別職につきましても一般職の給与改定に準じて改定を行うこととされましたので、基本的にはこの閣議決定に基づきまして行うこととしておりますが、指定職以外の自衛官の俸給の改定につきましては、その職務の特殊性を考慮し、超過勤務手当相当額や調整手当として支給する分以外の調整手当相当額、さらには営舎内食事に要する経費等、所要の調整を行っているところでございます。

また、今回提案させていただいております指定職以外の自衛官の調整手当の支給割合の引き上げにつきましては、平成四年度の給与改定におきまして、それまで調整手当に相当する額を平均して俸給に織り込んでおりましたものを、近年、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域における要員の確保が困難となってきたこと等にかんがみまして、当該地域に在勤する者に対して一定の支給割合の調整手当を支給することとしたものであります。その充実を図っていくこととしたものでございます。この点は必ずしも自衛官の勤務あるいは給与体系の特殊性への配慮ということではないかもしれません。しかし勤務地に依じた適切な給与上の措置を図ることによりまして物価及び生計費の高い大都市に勤務する自衛官の処遇の改善を図ることができ、自衛官の士気の向上につながるものというふうに考えております。

○依田智治君 ひとつしっかりと処遇改善に努力していただきたいと思います。

もう時間がないんですが、あと二点ばかりお伺いします。

総務庁長官は恩給の方も担当されております。

さきの大戦等で戦死されたり負傷された方々は高齢化も進んでおり、本当に青春時代を国にささげたということでございまして、やはり国家補償的見地に立って、給与改定もやはりまた物価の上昇等もあるわけでございまして、この改善についてひとつ真剣に取り組んでいただきたい、こう思っております。この点に関する総務庁長官の基本的考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) まず、恩給年額の実質的価値の維持、これが一つあると思います。それからもう一つは、ただいま先生もお話のとおり国家補償の理念、その基本というものをきちんと言頭に置きながら誠意を持って対処するべきである、かような見解を持っております。

○依田智治君 遺族会その他の団体からは給与改定等に伴ってしっかりと国家補償の見地に立ち改定するような仕組みも考えてくれということ、強い要望もなされておりますので、今後とも引き続き御努力のほどをお願いしたいと思います。

最後に一点、いわゆる官民交流関係ですが、人事院総裁から三月です。提議があり、さきの内閣委員会等でもこの臨時国会で法案を出して審議してもらおうということでしたが、一向に出てこない。現在どんな状況になっているのか、お伺いする理由というものはどういふ点にあるのか、総務庁の方からお伺いしたいと思います。

○政府委員(中川良一君) 官民の人事交流システムにつきましては、人事院からの意見の申し出を踏まえ検討を重ねてきておりますが、総務庁といつたにしても、官民の人事交流が広い視野に立った職員の養成や効率的な経営手法を公務部門に導入するということで、総合的、効率的な行政運営に資するものと認識をいたしております。そのために必要な法整備を図るべく鋭意検討を行ってまいりました。

この官民の人事交流の制度につきましては、公務員としての身分を保有したまま民間企業で勤務するという新しい発想のもとに制度を構築するというところでございまして、特に公務員の全体の奉仕者性との関係の整理とか、あるいは官民癒着を防止して国民の公務に対する信頼を確保し得るものであるべきであるということ、さらには官民でいろいろ制度が異なっております。年金とか医療保険、災害補償等々多岐にわたる制度について規定の整備を行う必要がございます。こうしたことを通じて円滑な交流を可能とする必要があることなど、いろいろと難しい問題を克服しなければならぬということでございます。

制度の整備に当たってはこのような幅広い課題について十分検討する必要があるところでございまして、作業に相当の日時を要しているところでございまして、今国会提出につきましては日程的に大変厳しい状況にあるわけでございますが、現在、先ほど申し述べました点につきまして法制的な最終的な詰めに努力をいたしておる段階でございます。

○依田智治君 この制度の実施によって公務員自体が不利益をこうむるというようなことでは困るので、そういう点はしっかりと詰めてもらおうと同時に、やはり民間企業の厳しい実態をつぶさに見て体験して、そして全体の奉仕者としてしっかりと国民のために勤務する公務員を、質の高い公務員をつくる大変重要な制度だと私は思っております。ひとつ鋭意検討して、できるだけ早期に法案が提出できるように御努力いただきたい、この点を要望申し上げます。私の質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○荒木清寛君 平成会の荒木でございます。官房長官、早速でございますが、公務員制度にかかわる問題としまして、中央省庁再編のことをまずお尋ねします。

あす三日、政府の行政改革会議は省庁再編につ

いての最終報告を提出すると聞いておりますが、その内容につきましては、これまでの議論の結果、おおむね確定していると承知をしております。

去る九月三日に中間報告が出ましたが、その後の動きを見ますと大変残念でありまして、役所と族議員が一体となった反撃の前にこの中間報告からほとんど後退といえますか、大幅修正余儀なしというふうになっているわけでございます。戦後型行政システムからの脱却と二十一世紀型行政システムの転換という崇高な目的を掲げての今回の中央省庁再編でありましたけれども、結果的にはその目標からはほど遠いものというふうに言わざるを得ません。事実、自民党の行政改革推進本部長で前総務庁長官の武藤氏でさえも六十点という辛い点数、辛うじて合格点ということでございます。しょうか、ということでございます。

そこでまず、行政改革会議の会長代理でもあられる小里総務庁長官は今回のこの省庁再編案についてどう評価をしておられるのか、仮に点数をつけたら何点になるのか。この点につきましては官房長官からも所感を伺いたします。

○国務大臣(小里貞利君) 皆様方の御理解あるいはまた御指導をいただきながら進めてまいりました行政改革会議の最終決定もいよいよ明日に迎えたところでございます。

申し上げるまでもなく、将来の日本を見据え、そして国政の重要課題に、縦割り行政の弊害を越えまして、そして戦略的、効率的にかつ透明性を持って対応できる二十一世紀型の行政システムをつくり上げなければならない、こういう基本的な考え方から出発をいたしました今次の改革でございます。行政改革会議におきましても、この一年間、関係者の大変な御尽力をいただきながら集中的に討議を積み上げてまいりましたところでございますが、いよいよ明日が最終報告となっております。

す。

一体これをどの程度と評価しておるのかというようなお話でございますけれども、政府・与党間の調整過程のことであるのでございますが、つづきに申し上げるのは私の立場からいいたががと思う次第でございます。これはまた後日、それこそまとめましたときに皆様方からあるいはまた国民の立場から評価をいただくべき話ではないかと思っております。

しかしながら、少なくとも現段階におきましては、二十一世紀の我が国の行政組織の基本的枠組みを示すことができた、さように認識をいたしておるところでございます。

○国務大臣(村岡兼造君) 評価いかかというお尋ねでございます。

小里総務庁長官と同様でございますが、この行政改革は、選挙前その他、各政党から、やはり今までの行政では金属疲労でなかなかうまくいかなかった、こういうようなもとで橋本総理が行革といふものを提案いたしました。先ほど総務庁長官が言ったような目的のもとに中間報告を出したわけでございます。中間報告どおりいくときもございいます。あるいはまた、中間報告でございますから、これをたたき台にしておおよりよいものにしていく、実態にもし合ってなければ実態に合うように、こんな議論がまだ続いて、いよいよ大詰めに来ていっていると思っております。

私は直接行革会議にも参加をしておりませんが、与党協議にも参加をしておりませんけれども、四十年あるいはそれ以上続いた今までの組織を一府十二省庁というふうな大きくくりしまして、局や課の削減あるいは将来人数の減少、こういうような大きなことが今決まろうとしておりますので、いろいろな面もございしますが、私は大きく評価をしているつもりであります。

○荒木清寛君 今、総務庁長官からは二十一世紀型行政システムの基本的な枠組みを示し得たという評価でありました。要するに、この枠組みで二十一世紀は出発をするという話であります。確かに官房長官おっしゃったように局の削減あるいは人数の削減ということも私も評価をいたします。ただ、根本的にいいますと、国の仕事の中心が、根本的には変わっていないという印象を持つわけですね。ですから、同じパイを三つに切るか四つに切るかという改革にすぎないんじゃないかというふうに私は思うんですが、国の仕事の中心がこれで根本的に変わるんですか。

○国務大臣(小里貞利君) 決して先生の具体的な御指摘の言葉をお返しするわけではございませんが、要するに一府十二省庁への再編によりまして中身もすぐれて変わらなければならぬ、その信念であり、またそういう構想のもとに一府十二省庁なるものもきちんと枠組みがつくられた、さように思っております。

その理由とは申し上げますと、御承知のとおり、行政改革会議におきましても、中央から地方へ、官から民へと、民間にゆだねられるべきものは、この際きちんとゆだねていきますよと。あるいはまた、片や地方分権の基本に立ちましたものもろの作業も閣議なりあるいはそれぞれの機関協議を順次進めてまいっておるところでございます。

そのような各要素所におきまします政府省庁のスリム化、簡素化、あるいは効率化を徹底して今探求中であり、あるいはまた確定をいたしましたものも相当ございしますし、それらを総合的にこれから五年間かけまして進めてまいらるわけでございます。

ただいま官房長官の方から御説明申し上げましたように、一府十二省庁の中身をさらにそのように基本に立ちまして具体的に張りつけ作業を進めてまいらるわけでございますので、途中の段階は当然でございますが、それらの仕上げの段階も各位

の御指摘なりあるいは御支援をいただきながら進めてまいらなければならぬ、さように思っております。

○荒木清寛君 そうしますと、中身も変わらなければいけない、今後五年間というお話であります。そういう意味では、地方分権ということもさることながら、また規制緩和もおっしゃいました。私は大蔵省改革が一つこの中央省庁再編の試金石だと思っております。

そもそも歴史的といえますか時系列的に見ましても、まず住専の経営破綻という問題で六千八百五十億円の投入があったわけですね。大蔵省に権限が集中し過ぎていたという弊害、あるいは時に利害の対立する財政と金融を一手に担っているという弊害がありまして、そのときに言われたのが大蔵省改革であり、また大蔵省解体という議論もありました。それからこの中央省庁再編へと発展していったのではないかとこの中央省庁再編へ発展して、そうなりますと、まさに大蔵省の仕事の内容をどう変えていくのかというのが今度の省庁再編の試金石じゃないかと思うんですが、そういう認識は総務庁長官はお持ちになっていませんか。

○国務大臣(小里貞利君) 今次の改革の中におきまします大蔵省改革は議員御指摘のとおり極めて重要な目的の一つであったと、さように私も見解を同じくするものでございます。

殊に預金者保護という立場から市場の信用秩序をいかに確保するかというような面等につきましては、行政改革会議におきましても相当議論をされてまいりましたところでございます。去る九月三日の中間報告におきまして御承知いたしておりましたように、そういう観点から財政、金融の役割分担というものは基本線が引かれたところでございます。さらに、ただいま議員御指摘のような趣旨にお

きまして、その中におきましても、金融の危機管理、そして破綻処理という最も厳しい焦点に絞って大蔵省にそれを継続するべきが妥当ではなからうか、それ以外は独立した機関、権能によってきちんと国民の前にこれを担保するべきである、さような見解を示してまいっておるところでございます。目下それらのことを一つの基本にいたしまして関係政党間におきまして協議が尽くされております。

私の立場から申し上げますと、お話し申し上げましたような、あるいはまた御指摘がありましたような趣旨がかなえられる形が、私どもに政党内閣からお聞かせをいただきまして、明日より充実した対策ができることを念願いたしておるところでございます。

○荒木清寛君 そうしますと、あす最終報告があるわけですが、九月三日の中間報告に比べてより財政と金融の分離が徹底される方向だというふうな伺ってよろしいんですか。

○国務大臣(小里貞利君) ただいまも若干申し上げましたように、九月三日の中間報告よりも前進をいたしましたものである、これは私は申し上げられると思います。それ以上のその趣旨、目的の結論がどのような形で得られるのか目下協議中でございます。今、段階で申し上げられるべき状況に至っていない、さよう御理解をいただきたいと思っております。

○荒木清寛君 もう一点だけ総務庁長官にお尋ねしますが、私の記憶では、たしか総理も夏の段階では巨額な利権官庁をつくらない、ということをおっしゃっておったと思います。それが今回の行革の基本方針であるというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣(小里貞利君) 全とおっしゃるとおりでございます。巨大かつ利権官庁的な印象を与える、あるいはそれらを憂えられるような組織構

成というものは断じてよくない、私はこう思っております。

しかしながら、本来、省庁再編というものは簡素で効率的でかつ国民本位の枠組みをつくるべきであるという基本がございますので、その本質を忘れないように、そしてその本質にこたえられないものであれば、たとえスケールの大小が、一見してこれは大きなという感じがあったといたしましても、その中身を縦横いろんな観点から十分議論をいただき、そして行政目的を達する意味におきまして整合性、合理性というものがあつたものであればあえて越えていけるものではないか、かように思っております。

○荒木清寛君 といいますのは、今度の国土交通省構想は公共工事をほぼ独占するという形になるわけですし、あるいは御担当の総務省につきましても、今の総務庁と自治省に加えて新たに郵政行政を丸ごとのみ込むという大変な巨大官庁になるわけでありまして、これを利権官庁と言ふのが適当かどうかはわかりませんが、これは一見して、大きいというよりも明らかに大き過ぎると思います。権力が集中し過ぎるという姿になっているのじゃないでしょうか。

○国務大臣(小里貞利君) いわゆる不当な不明朗なイメージにおきまする巨大化というものは断じて許してはならない、そして行政の簡素化、合理化、そして国としての総合行政をどういうふうな形に振っていくかという基本的な妥当性というものはきちんと持っておかなければならない、ということをおっしゃった次第でございます。さらに、先生の方から御指摘がございましたように、余りにも組織が大きい、そして職員も大きくなりまして、事業予算も大きくなりまして、業務形態も複雑多岐になりますよという意味におけるお話である、といたしますれば、私はその点は十分留意をしなければならぬ話だと、さように認識

するものでございます。

したがいまして、総理の特別な指示等もございまして、いわゆる国土交通省編成のときに、こういう各事業規模といえども大きくなるおそれがあるから、これをより効率的に合理的に、そしてまた一部憂えられるようなことを排除するためにも次のようなことを考えたかどうかという提案がありまして、それを中に入れ込んだ次第であります。

すなわち次のことは、この機会に地方支分部局を整理統合する、行政改革の思想からそこを原点にして地方支分部局も整理統合しよう。同時に、整理統合いたしました支分部局に対して予算の請求権、予算の計上権、あるいは国会で予算を可決処理されたならばそれを執行する執行権等もその整理統合されたところに可能な限り譲与して執行せしめる、そして本部の権限、権能というものをできるだけ合理化して進めることが妥当ではないか、そういう御指摘などもございまして、明日の取り決めにつきましてはその点も特に力を入れて配慮されたものが出てくるものと、さように存じておるところでございます。

○荒木清寛君 私は、地方支分部局の整理統合のみならず、地方分権で公共工事も財源とともに地方に移譲する、という観点があれば、まさに危惧したような状況になると思えます。

さて、今度の人事院勧告の実施でございますが、総務庁長官からも労働基本権の制約にかかわる代償措置である、国の根幹にかかわるというふうなお話もございました。そこで、官房長官と総務庁長官にお尋ねするんですが、それは言いながら今回提出された法案は完全実施ではないわけでございます。一部この指定職について一年間の先送りということで見送りになっているわけでございます。この人事院勧告が完全実施にならないか、たというところにつきまして両長官はどういう所感

を持っておられるのか、お聞かせいただきます。

○国務大臣(村岡兼造君) 今回決定いたしました政府の取り扱い方針におきまして、指定職以外の職員は勧告どおり改定をいたしました。指定職についてはお尋ねのとおり改定の一年延伸を定めたところでございます。

この決定は、人勸制度尊重の基本姿勢のもと、良好な労使関係の維持等にも配慮しつつ、危機的状況にある財政事情のもと、財政構造改革の推進についての閣議決定の趣旨等も踏まえ、国民的課題である行政改革が推進される中において、国民世論の動向も勘案し、国民、公務員双方の理解と納得が得られるよう、給与関係関係会議を都合四回にわたって開催し議論を尽くして検討を行った結果でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○国務大臣(小里貞利君) 村岡官房長官の方から御答弁いただいたとおりでございますが、殊に人事管理、行政管理を所管いたしております私の立場からは、この制約の代償である人勸というものを最大に御尊重いただきたい、そしてこれが完全実施を確信いたします、そういう立場から給与関係関係会議等にも臨んでまいりました次第であります。総務庁長官の所感はどういうお話でございますか、結果として苦渋の一つの集約であったと、さように申し上げる次第でございます。

○荒木清寛君 例年ですと人事院勧告実施の閣議決定の際には人事院総裁の談話の発表があるわけでありまして、今回はそれがなかったと聞いております。これはどういふことなのか、要するに、完全実施されなかったことが遺憾である、ということなのか、総裁の見解、所感をお聞かせ願います。

○政府委員(中島忠能君) 今回の勧告を申し上げてから、ただいま官房長官からお話がございますように、政府におかれましてはいろいろな角度

からたびたび関係閣僚会議を開かれて検討された、そして大変な御苦労があったということにはよく承知をいたしております、そのことに對しまして人事院として感謝を申し上げたいというふうに思っています。

ただ、指定職の部分でございしますが、一部といえども完全実施されなかったということについてはやはり遺憾の意を表明しなきゃならないというふうに思っています。

ただ、今回談話を発表しなかったことにつきましては、特別の意図があったり背景があったというところではございませんで、ことは非常に厳しい環境のもとにおいて非常に苦勞されてこういう結果になったということでございますから、一片の談話を発表するよりも、総務庁長官にお会いいたしまして感謝を申し上げるとともに、来年以降のことについてよくお願い申し上げる、そして意のあるところをよくお伝えする方が私としてはこれからのことを考えた場合にいいだろうということとで今回は談話を発表しなかったわけでございます。

○荒木清寛君 人事院勧告を出すときの總裁の談話は、八月四日付でありますけれども、この勧告自体、諸事情を総合的に勘案した結果であるということを表明されてますね。もちろんこの中には、国の財政事情が厳しいということも含めてもろもろの検討をしてこのような勧告をしたという理解でよろしいんでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) 財政事情というものと公務員給与というものをどういう関係において議論すべきかということはかなり難しい問題だと思っておりますが、諸事情というのは財政事情等を含まして非常に厳しい環境にあるということを総合的に勘案したということでございます。

○荒木清寛君 この人事院勧告自体、国の財政が非常に厳しいということも踏まえて出ているわけ

でございますして、それを一部といえども見送りにしてしまふ、私は大変遺憾に思うわけでございします。

そこで、今回は一般職の給与改定については完全実施で、いわゆる幹部職員についての実施の一部延伸というお話でございしますが、私は来年以降の人事院勧告の実施のあり方について非常に心配をするわけであります。うがった見方になるかもしれませんが、今回の措置は人勸の完全実施という問題に手をつけるための最初の突破口をつくったのではないかと、来年はいよいよ一般職についても切り込んでいくと。そういう心配を私は実際に公務員の方からお聞きをしているわけであります。

しかも、先週、財政構造改革法案が成立をしまして、特に今後、来年から三年間は集中改革期間である、人件費の総額を極力抑制するという項目もこの法案に入っているわけです。今回は指定職の職員の給与の問題のみでありましたけれども、来年度以降は一般の職員全体についての完全実施が見送りになるんじゃないか、そういう憶測が生じて私もはげだした当然であるというふうに思っているわけでありまして。

そこで、このような見通しも踏まえた上で、来年度以降の人事院勧告の実施の問題につきましても、官房長官、総務庁長官にそれぞれお聞きをいたします。

○国務大臣(村岡兼造君) 私は給与関係閣僚会議を主宰をいたしております、役目は座長で、調整役でもあります。

今のお尋ねでございしますが、これまで同様、人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢は変わりません。財政構造改革の集中改革期間初年度であることを踏まえまして、人件費総額極力抑制の要請を含め、国政全般との関連を考慮し、適切に對処してまいりたいと考えております。

○国務大臣(小里貞利君) 官房長官から御答弁いただきましてありがとうございます、私も先ほどお話し申し上げたとおりでございまして、特に人事院勧告は最大に尊重しますよというそのことを最も大きく念頭に置きながら最大限の努力を尽くしてまいらねばならないと、さように思っております。

○荒木清寛君 私が冒頭に省庁再編の問題をお尋ねいたしましたのは、もちろんこの行革の大きな目的というのは行政経費の節減であるかと思うんです。そのために公務員の定数も縮減される、私は賛成でございます。しかし、本質的には地方分権等によりまして国の仕事を簡素化して経費は節減すべきものでありまして、こういう人事院勧告を実施しないというように形で経費節減をするのは私は大いなる誤りであるということをお申し上げまして、質疑を終えます。

○角田義一君 まず、総務庁長官にお尋ねいたしますが、過般の当委員会におきまして、私どもから人勸の早期完全実施を総務庁長官にお願いいたしました。御奮闘をいただくということも言われましたし、現に閣僚会議の中で大変な御奮闘をいただいたということも聞いてはおります。

しかし、先ほど来いろいろ議論もされておりますが、結果的には一九八六年から十一年間少なくとも人勸というものは完全実施をされてきた、そういう実績というものはあるわけでありますし、しかもこれはもう釈迦に説法でございますけれども、労働基本権を奪ったその代償としてあるわけでありまして。そういうことを考えますと、ことし一部ではありますけれども完全実施ができなかったというところは、私は人勸制度の信頼性というものが揺らぐ始末ではないかという心配をいたしておるわけであります。

先ほど荒木議員の御質問に對して長官は苦渋だったと。私もその心境はよくわかりますけれども、給与担当大臣とすると苦渋だけでは済まないんじゃないか、やっぱり残念だ、遺憾だというせりふの一つぐらいいは出ていいんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(小里貞利君) 関係者の皆様方の心情を考えますときに、それからもう一つは今次の人勸に対する政府の全体的最終決定をするに至るまでの過程におきます私の責任ある主張を申し上げました立場からいたしまして、苦渋の集約でありました、かように申し上げた次第でございます。

率直に申し上げまして、関係者の諸君の事情もよく賢察しながらお互いに精いっぱい努力を尽くした、甚だばっかりがあるかもしれないんですが、いささかそういう自負も持たせていたのだという経緯もあったと思つていたものですから、お互いにこれは苦渋の集約だ、君たちもひとつ士氣を向上して頑張ってください、そういうあいさつを関係者の諸君に申し上げたものですから、その辺を率直に申し上げた次第です。

○角田義一君 長官はベテランの政治家ですから、なかなか遺憾だとか残念だというせりふが出ないのかもしれないけれども、私どもの立場から言くと、私も一生懸命やっただ、とことんやっただけれども結果はこうなった、苦渋の選択だ、理解してほしい、しかし残念だというぐらいいのせりふは出ていいんじゃないですか。どうです、もう一遍。

○国務大臣(小里貞利君) 先ほども申し上げておるところでございますが、私はただ単にマスコミの皆さんを対象にしてそういうコメントを行ったというものではないのでありまして、労働者の代表と思われる皆さんとあの交渉中といえども数回にわたりまして議論をいたしてまいっております。互いに一つの信頼関係は信頼関係で、ある意味で

は仲間意識を通していろいろ議論をしてまいって
おったいきさつがあったものですから、きょうの
結論は、あるいは三党協議の結論は、あるいは明
日の関係閣僚会議の決定は皆さん承知であるが、
本日に忍びがたいけれどもひとつ理解をしていた
だきたい、これは苦渋の集約でありました、そう
いう意味のことを申し上げました。これが十分で
あるというような気持ちがあれば決してさような
ことは申し上げなかつたはずでございますが、今
といえどもそういう気持ちを持っておりますとい
うことを御理解いただき、平成九年度を一つの教
訓にして、さらに今後その気持ちを貫いて、そし
て他日なければならぬ、さように思っておる次第
でございます、まさに賢明なる先生こそ御理解
をいただきたい、こう思う次第でございます。

○角田義一君 余り賢明じゃないですけども、
今のお話を聞いてわかつたということにいたしま
す、私もさっぱりしなきゃならぬから。

そこで、人事院総裁、先ほど荒木先生からもお
尋ねがあつて、先ほど人事院総裁としての立場か
ら言えば遺憾だということを言っていたいたわ
けですから、私はそれでいいと思うんですけど
も、ただ国民に開かれていないといかぬと思うん
です、人事院というのは。

先ほど、談話を発表しなかつた、そのかわり給
与担当大臣の総務庁長官のところに行つていろ
ろ来年のことについてもお願いをしてきたとい
うことですね。それはお立場でわかるだけだ
けで、開かれた人事院ということからいうと、国民
に向かつて人事院としてはこうなんだという談話
というものはやっぱり出された方がいいと思
います。来年どうなるかわかりませんが、
その辺、これまた老練な人事院総裁であるけれ
ども、やっぱり国民に対して、人事院としてはど
ういう態度だということは、こういう場ではわか
りますが、これは全国民わかるわけじゃないん

からね、残念ながら。その辺でもう一工夫あつて
もよかつたんじゃないかと私は思うんですけど
も、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 私の立場は先ほど御説
明をさせていただきました。ことしの非常に苦し
いという厳しい環境のもとにおいて総務庁長官
が大変苦勞されていろいろ御努力された、そうい
う背景をよく知つておりますから、なかなか一枚
のペーパーにまとめるには私の気持ちが十分表現
できないなということで、一枚のペーパーにまと
め切らなかつたわけでございます。

開かれた人事院というんですか、国民に話しか
ける人事院という立場からのお話でございますの
で、そのお話をよく伺ひまして、来年また考えさ
せていただきたいと思います。

○角田義一君 総務庁長官にお尋ねいたします
が、今回の閣議決定に至るまで四回もやつてい
るんですね。今までは二回ぐらいで決着がついてお
りましたが、いろいろ事情があつて四回もやつて
おられる。

私が大変残念に思うのは、大蔵省の態度です。
大蔵大臣はきょうはおられないので、大臣がいな
いところで言うのはいかがかと私は思うんです
が、きのうの予算委員会の状況なんか見ます
と、大蔵の高級官僚は私からすればろくなことも
やつていないで、それで人勸についてだけはくち
ばしを入れて、人勸抑制だ、このくらい削ればい
いんだというようなことが公然と議論されてそれ
が新聞に出ておる。少し大蔵省は行き過ぎじゃな
いか。財政改革最優先で、人勸なんか無視してし
まえばいいというような態度がおつてくる。こ
れは私は大変なことだというふうに思うんです。

この前、総務庁長官は、人件費の総額を抑制す
るといふことと、人勸を尊重する、人勸制度とい
うものを認めていくといふことは一応それは立場
上切り離さなきゃならぬのだといふことをお

しゃつていましたが、私はそのとおりだと思うん
です。それは今でもお変わりになりませんか。そ
の基本的な立場、これだけはやっぱり聞いておき
たいと思うんです。

○国務大臣(小里貞利君) ただいま議員お話し
のとおり、原則として人勸と財政問題は直接的に
しも本質的につながるものではない、私はかよう
に申し上げてまいりました。もつと平たい言葉で
申し上げますと、定員を削減すれば人勸を完全実
施してやるよと、この話も私は聞かえないとい
うことを関係者の会議の中でも言つてきました。言
葉をかえて申し上げますと、人勸を完全に実施し
ないのであれば定員削減しなくていいのかと、こ
ういふことも私は私の立場において申し上げてま
いったことも事実でございます。したがいまし
て、ただいま先生が結果として憂えられておりま
する国の厳しい財政事情というものが今度の人勸
実施の決定について決定的影響を与えたといふこ
とは私は認めません。

ただ、その間におきまして、大蔵大臣から、国
の財政は厳しいよ、目下財政構造改革も推進中だ
よ、このことだけは念頭に入れてくれなかつたとい
うお話がありましたので、それはそれとして、政
府全体としての立場から私は一応お聞きしなけれ
ばならない、さように対処した、こういうこ
とでございます。

○角田義一君 給与担当大臣として見議を持って
対応されたということについて私は敬意を表する
ものでございます。

真偽を聞きたいんですけれども、給与関係閣僚
会議の議論の中で、大蔵大臣になるんでしょけ
れども、国家公務員の純減というものを強く総務
庁長官に迫られたと。そして、一説によりま
す、両大臣のもとで、では千人ぐらい切るかと
切らぬとかなというふうな議論もされたやに報道さ
れております。まさかそういうことが給与担当大

臣と大蔵大臣だけでやれるということは私はない
といふふうに信じておるんですけども、公務員
の定数を切るというふうな大問題、これはやると
すればやはり内閣全体としておやりにならなきゃ
ならぬ問題だろと思うし、それから当然関係の
労働組合というふうなものとも協議するといふこ
とも私は大事だと思つておる。当事者の理解も得
られずに勝手に政府が決めるということもいか
なものかといふふうに思いますし、さらに当然の
ことですが、これは国民サービスとも関係
が深いわけですから、大蔵大臣が余りにも強引に
そういうことをやるということがもしあつたとす
れば私は越権行為じゃないかなといふふうに思
つておるのでもございまして、この辺の率直な経過な
り真偽というものをお聞かせいただきたいとい
ふふうに思います。

○国務大臣(小里貞利君) 関係閣僚会議におき
まして定員削減の話が出たことは事実でございま
す。しかしながら、先ほど申し上げましたよう
に、私はそのことと人勸の実施方法を決めること
とはおのずから一線を画さなければならぬ、その
自覚の上に立つておりますから、結果的に云々言
われるような秩序を乱すことがございことはなかつ
た、さように思つております。

しかしながら、これも事実でございまして、
また公表された話でありますから申し上げます
けれども、人勸がありまして第二回、第三回目的の
給与関係閣僚会議のときに、一体公務員削減とい
うのは今の程度の計画、意気込みで総務庁はや
つておるのかと、そういう話が正式にありましたか
ら、話の中でありましたから、これは今だから申
し上げますが、私どもは平成十年度の定員削減作
業はもう既にことしの四月、五月からやつており
ましたから、その延長線上をもって私は一千人と
申し上げた次第であります。

したがいまして、人勸が行われたからとて新

に要求があつてそれを加えて対応を考えた結果の
数値ではございませんで、私どもは私ども自
身で当然のことながら人員削減はやらなければなら
ないと、これは先ほども御答弁申し上げたとお
りであります。そういう延長線上で分母を五十数
万、非現業でございまして分母を五十二、三万
にして、その中で一千人、こういうことを私が申
し上げたことは事実でございます。

○角田義一君 大変重大なことを長官はおつ
しゃつておられるわけなんです。こういう時代
ですから人員削減ということについて政府が真剣
に考えなきゃならぬというお立場も私はよくわか
りますが、そのときに二つの点を忘れないでいた
だきたいというふうに思います。

言うまでもないことですが、行政という
のは国民に奉仕するためあるわけですから、そ
のことによって国民がどう影響を受けるのか
ということ、どういうサービスの低下になってい
くのかいかなのかというふうなことも配慮して
もらわなきゃならぬし、それからもう一つ
は、削減ということになれば当然、はつきり申し
上げまして労働組合との合意、理解、納得という
ようなものも私は必要ではないかというふうに思
うんです。一方的に政府がどんどんやるという
ことに相ならぬ性格のものじゃないかというふう
に思っておりますが、その二点について長官の御
見解を賜りたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) まず、今のお話は労働
組合との関係のお話だと思つてございしますが、
国の事務の範囲などをどう定めるか、あるいはど
う運営するかにかかわるものでありまして、国の
事務の管理及び運営等に関する事項は、率直に申
し上げまして、私の認識では職員団体との交渉事
項ではないのではないかと、こういうふうに思いま
す。国家公務員法百八条の五でございまして、こ
れに原則が明記してあると思つております。しか

しながら、このようなことであつても職員団体等
の要望などは限りなく大事に聞く必要がある、い
わゆる要望は聞く必要があります、これが私の見
解でございます。

なおまた、今ここで事務局が書いてくれた文書
に目を通しておるところでございますが、国家公
務員法上、職員団体と当局との交渉は、職員の給
与、勤務時間その他の勤務条件及びこれに附帯し
て、社交的または厚生の活動を含む適法な活動に
係る事項に限られておりと書いてありまして、私
が前段で私の概念で申し上げたことと一致してお
る、さように思う次第でございます。

○角田義一君 時間がないので、それを議論する
と大変なのですけれども、私が申し上げたいの
は、定員を千人切るということは、最終的にはも
ちろん国家が決めることなんですけれども、そこ
に働く人たちの労働条件とも絡むわけですね、人
間が減らされるわけですから、残った者は一生懸
命やらなきゃならぬことになるわけですよ、サー
ビスがむしろ低下しないということになれば、サー
ビスがむしろ低下しないということになれば、

そういうことも考えると、形式論理的にはそう
いうふうになるのでしようけれども、実態は長官
が後段で言ったことに力点を置いてもらいませ
んといかぬことになつて思つてございします。ぜひ
その辺を心得ていただきたいということですね。

もう時間ありませんからあと一、二点申し上げ
ますが、来年のことが大変心配になつてくるわ
けです、ことしこういうことになりまして、来年
ももちろんまた人事院勧告は出るでしょうが、ど
ういう程度のもので出るか皆目見当つきません。
つきませんが、例年やはり来年度の予算に向けて
一定のものというの予算計上するわけですね、
しているわけですよ。そうしますと、財政事情が
大変厳しいということはわかりますが、来年度の
予算編成の中にこの給与アップということについ
ては一銭も計上しないのか、ゼロでやるのか、

それとも何ぼかは計上しないわけにいかないなど
いう腹づもりなのか、その点、長官の所信を聞い
ておきたいと思つています。

○政府委員(中川良一君) 給与改善費の問題で
ございしますが、この予算計上については、従来、財
政当局においてその時々財政事情等を総合的に
勘案して適切に判断されてきたということござい
します。

総務庁といたしましては、人事院勧告の取り扱
いは、給与改善費が予算に計上されているかいか
いか、あるいはどれだけ計上されているかにかか
らず、完全実施というものを基本的な考え方と
いたしまして従来から努力してまいりましたし、
必ずしも給与改善費が計上されていない時期にお
きまして完全実施がなされてきたという経緯も
あるところでございします。

○角田義一君 それは局長のお役人としての答
弁。大臣、お願いします。

○国務大臣(小里貞利君) 来年度におきます人
勤に対する私どもの基本姿勢は今年度において申
し上げたとおりの貫かなければならないと思つてお
ります。そして、仮定して人勤がなされたときに
はこれを最大限完全実施するべく努力いたさなけ
ればならない、殊に私の立場はそうだと思つてお
ります。

○角田義一君 時間ですから、これで終わら
す。

○瀬谷英行君 社民党の瀬谷であります。

いきなり本論に入りますけれども、一般職の職
員の給与の改定に関する人事院勧告といったよう
な内容があつて、「政府」としては、その内容を検
討した結果、人事院勧告どおり改定を行うが、指
定職俸給表の適用を受ける職員については、改定
を一年延伸することが適当であると認め、と、
こうなつております。何で一年延伸することが
適当なのか、ちょっと私は理解に苦しむんです。

一年延伸することが適当なら、二年延伸すること
はなお適当になつてしまふ。そういうものではな
からうという気がします。

ともかく、払ふべきものを払わないで能率だけ
を上げると言つたつてそれは無理な話です。私
は、人数を減らして人件費を節約することより
も、むしろなるべく今いる人間を有効に働かせ
て、そしていい知恵を出させて国家財政を豊かに
する方法を考える方がいいんじゃないかという気
がするんですが、この問題、適当であると認めた
理由は何か。そのほかに、もっと積極的に仕事の
内容を吟味する方がいいのか、その方法を考える
ことの方が私はいいんじゃないかという気がする
んですが、大臣の見解を伺いたいと思つています。

○国務大臣(小里貞利君) ただいま議員もお触れ
いただきましたように、良好な労使関係あるいは
指定職及び指定職相当職を含めた幹部などを対象
にして考えても、人勤どおり完全実施してみたい
ものだという念願はだれしも持ったと思う次第で
あります。なかなか、私の立場からはそのよう
な悲願のもとに交渉をいたしました。

しかしながら、なぜ一年間指定職に限つて延伸
をしたか、そしてそれが適当な判断という表現
云々のお話でございします。極めて国の財政事情が
厳しいですという、先ほどの質疑でもお答え申し
上げましたように財政云々の話が非常に厳しく出
てきた、そして財政構造改革推進の関連法案等も
審議の最中であつたわけでございますが、その辺
の状況等から考え、公務員及び国民双方の理解を
と。この国民というところを考えましたときに、
特に幹部の皆さん、この際、言うなれば国家公務
員が公務につくその基本姿勢、その意気込みを表
明するためにも御相談できないだろうか、そうい
うような基本的な姿勢というもののその根底に
あつたということだけははつきり申し上げなけれ
ばならぬと思つますし、また御理解をいただきました

い点ではなからうかと、さように思う次第でございます。

ただ、先生が非常に気にかけておられるのではないかと思います。一年延伸することが適当な判断と、適当なおっしゃるその表現はなるほどと私も実は今お話を聞いて若干気にしたところではございます。

○瀬谷英行君「適当であると認め」と、こうありますけれども、その認め方がむしろ適当じゃないかなという感じがするんですよ。

具体的な問題になりますけれども、ではそれが該当するか。この表に内閣総理大臣は二百二十八万八千円、国務大臣百六十七万円、こう書いてありますけれども、では仕事のしつぷりが適当かどうかという、私はそれは思わないですよ。テレビを見ていればだれだってわかると思いますが、内閣総理大臣が高い給料をもらって楽しているふうには見えませんよ。国会へ来るという、あつちの委員会だこつちの委員会だと暇なしに答弁に立たなきゃならない。答弁に立つ以上は少しは自分の頭を働かさなければ、側近だけの助言でもって済むものじゃないんです。ごまかしがきかないんです、これは。おまけに、あつちへ行ったりこつちへ行ったり外国旅行をしなきゃいかぬ。この外国旅行だって物見遊山じゃないんですからね。重大な使命を帯びて行って、結果が悪ければ何やっているんだということになってしまふ。それを考えるならば、これはなかなか大変な仕事だと思えますよ。その一番大変な仕事をしている人間が一年間ストップだというのは、むしろこれはおかしいんじゃないかなという気がするんです。これは大臣の答弁が気に入る、気に入らないの問題じゃない。仕事の面からいうと、総理なり各閣僚というのはのんびりする暇がなからうというふうにいるわけじゃないけれども。

だから、そういう一番大事な仕事で一生懸命に働いている人間の給与にストップをかけるということが果たして適当かどうかという、余り適当じゃないと思うんです。よく働く人間にはそれだけの保証をしてやるということをやらなきゃ、ばかばかしくて仕事ができなくなってしまうんです。やっぱり仕事を一生懸命やらせようと思えば、それ相応の待遇を保証してやるということの方が重要じゃないかなという気がするんですが、私の考え方が適当であるかどうか、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) 先生から傾聴に値する御見識をお聞かせいただいた、そういう感想でございいます。

○瀬谷英行君 いたずらに人間を減らせばいいというものじゃないんです。人間をいかに有効に働かせるかということの方が大事ですよ。

今いろいろ証券業界でも問題が発生しました。山一証券みたいに、今までの世間の常識からいうと、いい学校を出て高い給料をもらってうらやましいと思われはすだったんですね、世間的には。ところが、あそこでもってぶっ倒れてしまふということになると、ちつともうらやましきはないですね。気の毒だということになりますね。だから、世間の評価はいろいろなんですけれども、私はこの財政構造を検討してみても、あるいは世の中の景気は確かに不景気ですよ。不景気だけれども、この景気をよくするためにはどうしたらいいかという、泥棒をするわけにいかないんだから、みんなが頭を働かせて利潤を生むような方法を考えて、要らないものは節約をしてというところに尽きるでしょう。

そういうためにのおのの政治家が率先して頭を働かせる、お役人さんにも頭を働かせてもらおうということ工夫しなきゃならない。むしろ、そういうことを大臣なんか率先してやらせるというふうにしなないと、世の中はますます暗くなってしまうと思うんです。みんなに希望を持たせて、こうすればいいじゃないか、こうすれば収入が上げられるじゃないかと、そしてむだがないのかどうかということをお互いに検討してみても、そして明るい道を探るということが今一番求められているんじゃないかなという気がします。大臣、そのためにはどうしたらいいと思うか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(小里貞利君) 大変高邁なお話をお聞かせいただいておるところでございますが、仮定いたしましたところ、先生がお話しになりますように、総理大臣を初めそれぞれ政府省庁の幹部の諸君といえども、それらの対応等においては、考え方を違った次元から申し上げましょうか、先生の御発言のような趣旨に沿っての対応はどうかというお話にも聞こえるわけでございますが、先ほどお答え申し上げましたように、大変お聞かせいただくお話であると思っております。

なおまた、先生も御承知いただいておりますように、むしろ先生の発言には反するかもしれませんが、総理大臣以下国務大臣は日ごろ給料を一律に返上申し上げておる、そういう前向きに申し上げます。ところが緊張感の中で対処をいたしておりますという一部は御理解いただいておりますところでもございいます。しかしながら、国政への国民の期待は限りなく大きな今日でございますから、ただいまお話しのこととは十分留意をさせていただきますと思っております。

○瀬谷英行君 たくさんさんの企業が倒れる。それに総会屋が絡んでいる。この総会屋の問題もこの間は委員会でお聞きしましたけれども、どういう組織でだれがこの総会屋を動かしているんだか全然わからないんですね。何だか怪しげな人間が企業に絡んじやって、そして悪いことは全部あいつらの責任だということで逃げられてしまったのでは、どうやったらいいかわからなくなるでしょう。そういうおかしいな者を排除して、そして株主総会だって天地神明に誓って恥じるところがなければ時間をかけて株主の理解を得ようとする、その中に怪しき者があつたならばそれをつまみ出すというふうな方法を考えるというようにしない、いつまでたっても悪知恵の発達している連中にはかなわないということになっちゃうんです。だから、そういうことのないようにした方がいいと思います。

結果には必ず原因があるんです。例えばJRの長期債務の問題、二十八兆と大変な金額ですよ。だけれども、この大変な金額だって十年前をさかのぼってみれば、既にそのときにこの原因というのがあつたわけです。先延ばし先延ばしして、今日に至ってどうしようどうしようと言っているけれども、こういうものがどうやったら解決できるかということを考えるならば、そんなにたくさん方法はないんです。十年前の判断が間違っていたら間違っていたように、これからどうしたらいいかということの前向きに考えるということをしな

この長期債務が何で二十八兆になったか、我々はいろいろ勉強会をやりました。例えば各省庁から呼んで聞いてみる、大蔵省関係から呼んで聞いてみると、理財局と主計局の見解というのがちつとも合わないんですね。そういうことがあつたんです。省庁の中でもそういうふうに見解が違っているところがあるんです。

これを考えると、省庁の再編といえますけれども、どういうふうにしたならば能率的に国政の運用ができるかということをもまず第一に考えて省庁の再編をしなればいけないんじゃないか、そういう点において抜かりがなかったのかどうか、その点はやはり閣僚の皆さんによく考えてもらう必要

があるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○国務大臣(小里貞利君) 議員がおっしゃるごとくであると思っております。殊に省庁再編のごときは今次の行政改革の中におきます重要な最たるものでございまして、そのような大きな課題でございまして、お話がございましたように、最も簡素で最も効率的で、しかも国民本位の省庁再編でなければならぬ、さように総理を初め行革会議の皆さんも、あるいはまた政府関係の皆さんもそういう御理解のもとに御支援をいただいたわけであります。そして、おかげさまでその集約を明日最終報告として報告申し上げられる段階に至りました。ぜひあすを実現できますよう念願を申し上げておるといことも申し添えさせていただきます。

○瀬谷英行君 時間の関係で終わりますけれども、行革のあり方というのを考えると、やっぱりおなじじやいけないと思ひます。これも具体的な例を引き合いに出しますけれども、医師会の方から申し入れがありました。内容を見ると、厚生省の名称の問題で、労働福祉省とかいうふうな名称は適当でない、適当でなければどういふ名称がいいのかということが書いてあればいいんだけれども、それは書いていない。だから本当ならば、医師会が物を言いたかったら、おれの方はこういう名前がいいと思ふんだというふうなそれぞれ言つてもらつた方がいいと思ふんです。名前だつて各界から募集すればいいじゃないですか。簡単にいかにすることはわかつているんだけれども、そのことができなかっただと思ふんです。

だから、厚生省をどうするか。昔、厚生省の始まりは保健社会省だったんですよ。保健社会省という名前だつてどが悪いかというと、社会という字が気に入らないというんです、戦前の感覚だから。だから、いい名称だったならば、余り言いにくいような名前じゃなくて言いやすいような名前をみんなから募集して、頭のいい人がそれぞれそろつていんだから、考えた方がいいんじゃないかということをおし上げて、私の質問を終わります。

○北澤俊美君 先ほど来、あすの最終報告について長官の方からも自信のほどを披露されております。御努力は多としますけれども、しかし役所というのはなかなか度しがたいものでして、本当は役所というのは国民の役に立つから役所なんぞ、ところが煩雑になつてくると、国民にとってはそれはもうただうるさいことを言うところで、ちつとも国民の役に立たないところに成りかわつてしまふんですよ、組織が肥大化してくると。

そこで、具体的な質問をする前に申し上げますが、私の体験で、地方自治体もみんな行政改革を時々やつていふんです。その中で、長野県の場合には下水道課というのを独立させて一時期やつてきた。ところが、行政改革の中で幾つかの課を減らそうと、こうなつたときに、都市計画課と下水道課を一緒にしたわけです。そうしたら、建設省の担当部長から、これは公式には言わぬけれども、陳情に來る町村長さんや県の役人に對して、長野県は下水道課を併設させたからもう出入り禁止だ、こう言うので困りましたと言ふから、私も當時議會の方で担当をしていましたから行つてみたら、しかしそれを言つたという部長がなかなか温厚な品のいい、また話しても人間的には極めていい人なんです。ところが、役所の上着を着てしまふととんでもないことを言うんです。事はどさうに御苦勞されていふと思ひます。

もう一つついでに言ひますと、流域下水道なんかで地域を設けして行く。そうすると、外れた地域は一生懸命になつて陳情でこも入れてくれと、こう言ふと、こんな家屋の連綿してないよ

うなところは経費ばかりかかつてだめだと威張つていたのが、農水省で農村集落排水をやりましたら、もう忘れたところになつて呼びに来るんです、建設省から。この前のあの陳情、何とかできるから、どうだ、もう一回陳情しろと。これが役所で、これを今始末しようとしているのはなかなか大変だと思ひます。

そこで、具体的なことを順次お聞きしますが、今度、期末特別手当というのをやつたのは、これはこれでいいことだと思ふ。その発端は多分厚生省や大蔵省の幹部職員の不祥事が引き金になつたんだらうというふうに思ひます。今度の制度創設について、指定職職員に対する期末特別手当を創設した基本的な考え方、今私は推測で言ひましたけれども、基本的な考え方をまず最初に小里長官にお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(小里貞利君) 今、指定職あるいは指定職相当職を延伸一年やつたがというお話でございしますが、指定職職員には期末手当のみが支給され、相對評価に基づく勤勉手当はなじまないといひまして、いわゆる考課査定分と申し上げていふんじゃないでしょうか、その制度となつておりますから。

しかしながら、最高の職責を有し、そして職員に對する期待される指定職職員について、懲戒処分を受けるなど期待される職責を全うしてないといふ評価できる場合にまで一律に期末手当を支給することは公務に對する国民の信頼確保の観点から適當ではないのかといふのが、まず基本でございします。このため、指定職職員については期末手当を廃止し、職責を全うしているか評価を行ひまして、そして懲戒処分を受けるなど勤務成績が良好でない場合には、その評価に応じて期末手当に相當する額よりも少ない額を支給できる期末特別手当を新たに設けることといひしたものであると、非常に四の五の複雑な説明を申し上げます。

上げておりますが、さような趣旨でございします。

○北澤俊美君 そこで、指定職といふことになる、今の日本のシステムからすると国家のかじ取りです。そういうところまで登用された人間に對するものを今度初めてこうしたわけですねけれども、それ以前の段階で、入り口はみんな一緒に入つてくるが、それぞれの持ち味も勤務の形態もいろいろあるだらうけれども、そこへ登用される。例えばこの間の厚生省や大蔵省の不祥事を見てもわかるように、トップクラスの人間が不祥事を起こしたわけだが、そうすると、そこへ登用するまでの人事管理、登用のあり方、そういうものに問題があつたんじゃないか、こういうふうに思ふんですが、そのことが今回の法改正の中で何か担保されているかどうか。

それからもう一つ、これを百分の二十にしていふんです。何でもこんな上限を、もちろん懲戒免職とかそういうのは別ですが、百分の二十におさめてしまつたといふ意味、それをちつと聞かせください。

○政府委員(中島忠能君) 国家公務員の中で指定職職員にまで昇進する職員といふのは、先生おっしゃる通りに、今までは非常に高い倫理観のもとに職務遂行能力の高い人間が選拔されて指定職職員にたどり着くといふふうな考へておりました。そういうことで成績率といふのが反映しない期末手当一本といふことで参つたわけでございますけれども、今御指摘ありましたように、大蔵省とかあるいは厚生省で不祥事が発生いたしましたして国民から非常に厳しい批判の目が向けられるようになった。そこで、期末手当といふものにつきましても少し考え方を改めなきゃならないといふので、成績が反映する期末特別手当といふことに衣がえをしようじゃないかといふことにしたわけでございます。

おっしゃるように、指定職員になるような人間は、一般の職員の模範になるような倫理観を持たなきゃならないし、職務遂行能力の面においても非常にすぐれた職務執行能力を持たなきゃならないというふうに思います。そういう職員のみが指定職に昇進されるように、各任命権者において厳しい選抜をしていただくように私たちの方から各所に対してよくお話を申し上げたいというふうに思います。

○政府委員(武政和夫君) 今、百分の二十の減額の歯どめについてのお尋ねでございます。

私もこの歯どめをかけましたのは、勤務成績が良好でない場合のうち懲戒処分を受けるに至っていない程度の者につきましてこの歯どめをかける。具体的に申しますと、法律上の根拠ではありませんが、各省の内規等に基づきまして指定職員につきましては厳重注意とか訓告とかが間々行われております。こういった明確な形で注意を受けたような場合につきまして、その良好と認められない程度と職員の生活に与える影響との比較考量から二十程度ではどうかということで歯どめを設けていただきました。

なお、このような制限を超えるような悪質な場合といえますか、ひどいような場合につきまして国家公務員法にのっとった懲戒処分が当然行われるものと。したがって、懲戒処分が行われる場合につきましてはより厳しい割合の減額が行われる、そういう想定でございます。

○北澤俊美君 理屈はそういうことだろうと思うが、しかしこうやって規則で百分の二十までとなつちゃうと、懲戒免職になるというのは大変なこと、その間は俸給の面では何の制裁も受けないうことだ、これはやっぱり身内をかばうことだと国民に言われても仕方がない、そのことだけ言っておきます。

それから次に、今度のこの法律案で、「各庁の

長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める」、こうしてありますね。これから人事院規則を決める、こういうことですね。

○政府委員(武政和夫君) はい。

○北澤俊美君 我々は法律をここで今論議して決めていくわけけれども、その運用をあなたの方に全部任せちゃうことになるわけですね。そうすると、今の百分の二十とかいうものは表に出てくるからわかるが、これを簡単に政令や省令だけでやられると、今まさしく中島さんもおっしゃったように、国民が公務員に対する信頼感というのを失っているときに、私たちは本当にそれを全部ゆだねてしまつていいのかと。だから、法案の出方として、人事院規則というものはおおよそこういうことだということとを本来なら出してこなきゃいかぬと思うんだが、どんなふうに考えておるんですか。

○政府委員(武政和夫君) 先生御指摘のように、できるだけ人事院規則等の内容というのは明らかにすべきだという基本的考え方を持っております。

ただ、本件につきましては、一般職員の関係あるいは今回は課長クラスの管理職との関係等々もにらみながら、そしてさらに民間との関係もにらみながらその率を決めさせていただくのが適当ではないか、しかも法律で決めますとなかなか弾力的運用ができない、そういったことで人事院規則にゆだねさせていただくということでございます。

中身としましては、懲戒処分の内容に応じまして、戒告、減給、停職といった内容がございますが、それを、せんだつての三月の国会で、免職というような場合はゼロということがございます。ゼロまで至りませんが、より管理職職員等に厳しいような事でもって減額ができるように、おおよその目安としましては百分の四十ということに基づ

本として考えておりますが、個々に処分の内容におきまして一定の差、明確な差をもちまして人事院規則を決めさせていただきたい、そのように考えております。

○北澤俊美君 この問題でもう少しお聞きをしたかったが、もう時間もないので、この程度にしておきます。

防衛庁長官の顔を見るとどうしても質問したくなりまして、余り時間がございますけれども、二つお尋ねをいたします。

一つは、きのうの私どもの方の信濃毎日新聞です。共同がきつと配信したんだろうと思うんだが、一面に、ガイドラインの実効性を米國が迫る中で、北朝鮮に有事があったときに十二万人の死傷者を想定して、日本の病院ではぼ千人ぐらゐのベッドを確保するための法整備を迫っているという報道がされております。まず、このことについて、これが事実かどうか、事実であれば既に何らかの対応を考えて進んでいるのかということをお願いいたします。

それからもう一つは、少しこれは古いですが、この前私は欠席したのでお尋ねできなかったけれども、防衛庁長官が隊員に対して沖繩のヘリポートの問題でなかなか名文をお書きになった。ただ、私は、誤解を恐れずに言えば、軍人がその地域の民意に対して介入するようなことを最高責任者が言うということはどうかと思う。本来、軍人は民意については常につましくなきやいかぬ。与えられた任務について精勵をする、そういう任務を本来軍人というものは与えられているはずなんです。その自覚がなければいかぬ。それを責任者が言っている。

しかも、ちょっと重箱の隅をつつくようなことを申し上げますが、最後に「是非ご風声いいただき」といいます。こう書いています。辞書にはいっぱい書いてあるけれども、簡単に言うに要す

るに尊敬する人、もっとわかりやすく言えば天子の声をだせと、こういうことなんです、風声ということは。風風の声ですから。最高責任者が自分の部下に対して、あなた方、天の声をだせというのか、これはいささか、長官が知っていてやったのか、だれかが失敗してしまったのか知らぬが、しかしこの文章の流れの中で最後に決めたつてこうなっているんですね。これは我が国の安全保障をつかさどる自衛隊のあり方として大変な逸脱だと私は思うが、この見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) まず最初にお尋ねになりました件については、全く事実と違ひます。そういうことで、この問題については私どももびっくりしているぐらゐでございます。特定のところとか、あるいはまたこういう具体的な話というのは一切出ておりません。今から先どうするか、もっと幅広く広範囲に検討しているところでございます。

それから、二番目の問題でございますけれども、これは御承知のとおり、普天間飛行場の代替ヘリポートにつきましては、現在、海上ヘリポート基本案を作成して名護市等に提示し、地元の皆様御理解と御協力を得るために最大限の努力をしておりますところでございます。この内閣の最重要課題として政府を挙げて取り組んでいるところでございまして、またそういうときに名護市でも御承知のとおり十二月二十一日には市民投票まで行われる、そしてそういうことを市長さんの判断材料にされるというふうに承っております。

この御質問の文書は、こういう事情等を踏まえて、普天間飛行場移設対策本部長として私は本問題の解決に全力で取り組んでおるわけでございまして、そういう意味では自衛隊、防衛庁ともどもに現在どういう状況かというのを知ってもらいたいわけでございます。特に沖繩出身の皆さん方にはこれは非常に関心もあることでございます

から、本問題の重要性やこれまでの経緯、これに
対する政府の取り組みについて改めてよく認識し
てもらおうとともに、国民の皆さん、中でも名護市
に關係のある方々にその内容等についてよく知っ
ていただけるようにという、そういう私の気持ち
をお伝えしたいというのを隊員の皆さんに
言ったわけでございます。

今、御鳳声という言葉を言われましたが、実は
これは私が使った言葉でございます。役所が使っ
た言葉じゃございませんで、私はよくいろんなと
きにいろんな方々に御鳳声を賜りたいということ
を前から使っております。まさかそれが鳳凰の
声だというような意味とは知らずに、皆さん方に
よく伝達していただきたいというような軽い気持
ちで使ってきたわけでございます。

政府は名護市の市役所、市議会の皆さん方ある
いはまたいろんな団体の長には説明等を行ってお
りますけれども、それと同時にまた市民説明会も
防衛庁、施設庁を中心としてやっております。し
かしながら、防衛庁の一員であります自衛隊の皆
さん方にもよく知っていただいて、そういう内容
等について御理解願いたいというようなことを
言ったわけでございまして、投票に賛成、反対と
いうようなことじゃなくて、少なくとも政府が取
り組んできたこれまでの経緯、重要性、この問題
がどういう位置づけにあるか、そういうことにつ
いて理解してお伝え願いたいということを伝え
たわけでございます。

天の声として伝えるというようなことじゃござ
いせんので、もしそうとらえられたとすれば、
私の知識が非常に浅薄であったということにつ
いて反省しなければならぬと思ひますが、鳳声
という言葉はそういうような深い意味じゃござ
いせんので、辞書を引いてみて単に伝えること
というふうな訳になっておりまして、そういうよ
うな意味は本当に存じておりませんでした。

○北澤俊美君 このことはまた後ほど機会を見て
議論をしたいと思ひますが、いずれにしても
民意を問うのに軍が動くというふうな印象を与
えることは誠に慎むべきで、このことについては見
解の相違もあるかもしれないが、それはこういう議
会の場でしっかりやっていきたいというふうに思
ひます。

それから、さっきラスパイレスの話がありまし
たが、これはいわゆる指定職を外して地方公務員
と比較しているんです。私は地方の立場からいっ
ていつでもこれはおかしいと。そうすると、自治
省は盛んにいろんな言いわけを言っていた。だけ
れども、あんなものはいくらなんでも外してちゃ
んと指定職の常勤のものをやればいいので、それ
で地方公務員の給料が高いとか安いとかというこ
とをあげつらうようなあの並べ方は、地方分権の
時代にみずからがそれはやればよいことですか
ら、そういうことだというふうに思ひます。

最後に、小里長官に激励を申し上げますが、今
は未曾有の事態だと思ひます。そこで、よく国家
を船に例える議論というのは政治家もみんなやり
ます。ここに「国家は船のようなものだ。乗組員
はどんな作業に従事していても、航海の安全を計
らなければならぬ。それぞれの役割は決まってい
る。それぞれの役割を全うすることが善である」
、こういうのがあります。これは二千五百年
も前にアリストテレスがアレキサンダー大王の少
年時代に最後に与えた訓示なのだそうです。いま
だに同じことだと思ひます。

あすの最終報告 我々はうんと期待してござ
います。そんなに期待はできないだろうと思ひなが
らも期待をいたしますので、御奮励をお願いいた
したいと思ひます。

○吉川春子君 官房長官にまずお伺いいたしま
す。

六月三日の閣議決定の中で、「十四、定員・人
件費」というところに、「集中改革期間中、適切な
措置を講ずることにより、総人件費を極力抑制す
る」としまして、人事院勧告制度の維持、尊重を
うたった上で、「一方、事情変化が生じた場合、
関係者は国政全般を考慮し、責任ある協議を行
い、適切に対処する」としています。

ここで言う「適切に対処」とは人件費の削減を
意味すると思ひますが、そうであるならば人事院
勧告制度を維持、尊重するということと矛盾する
のではないのでしょうか。

○国務大臣(村岡兼造君) ただいま吉川委員御指
摘の問題でございますが、「公務員の給与につ
いては、労働基本権の代償措置である人事院勧告制
度を維持・尊重する。一方、事情変化が生じた場
合、関係者は国政全般を考慮し、責任ある協議を
行い、適切に対処する」とあります。

国民世論の問題、いろいろな状況の結果、私は
給与関係閣僚会議の座長として、指定職を一年延
伸する、こういうように決めたところでございま
す。

○吉川春子君 人事院勧告制度を維持、尊重する
ということと矛盾するんですか、しないんです
か。

○国務大臣(村岡兼造君) 従来、六十一年から昨
年まで人事院勧告は全部実施したわけでございま
すが、その以前は、指定職とか、また六・四七％
を二・〇三％実施とか、いろいろな経緯もありま
した。私は矛盾はないと思ひております。

○吉川春子君 矛盾はないということは、人事院
勧告制度を維持、尊重するという立場が内閣の立
場であるということですね。人事院勧告制度を維
持、尊重する、これが内閣の基本的な立場である
ということなんでしょうか、それともそうじゃな
いんでしょうか。

とでございまして、財政事情等いろんな問題でこ
のように決定したのでございまして。

○吉川春子君 小里長官が衆議院の我が党の瀬古
議員の質問に対して、一たび人勸が発動された以
上はきちんと完全実施をすべく努力いたすべきも
のである、このように御答弁されておりますが、
私は基本は憲法二十八条の権利を労働者に返還す
べきだ、これが原則論であると思ひます。公務
員からそういう憲法上の権利を奪っておいで、そ
の代償措置として人事院勧告制度があるわけです
けれども、それに切り込むというふうなことを政
府が打ち出したとすれば、それは幾重にも不当な
ことであると思ひます。

私は、人勸制度に切り込むかどうかということ
を議論する前に、公務員労働者の労働三権を回復
する、こういうことがまさに検討されるべきでは
ないかと思ひますけれども、その辺はいかがで
すか。

○国務大臣(小里貞利君) ただいまお話しのと
おり、私はしばしば明言を申し上げてまいまし
た。一たん人勸があつたなれば、これは代償措置
として根幹です、完全実施、しかも早期にやっ
ていただきたいということを努力をいたす立場で
ございまして、このことを貫いてまいりました。
そのこととたまたま官房長官の方から御答弁い
たいただきましたことと必ずしも矛盾はないと思
ひます。

私が、完全実施を念願しますよ、それに向か
つて努力をしますよということは、私の立場から申
し上げますと、責務であると同時に、結果として
これが完全実施になれば最高、不幸にしてそれに
ならずともぎりぎり完全実施に近い、限りなく近
いものを得たいというその念願から申し上げてき
たと、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

○吉川春子君 この閣議決定を受けて財政構造改

革法が先日成立をしたわけですが、その三十二条に、「集中改革期間においては、適切な措置を講ずることにより、人件費の総額を極力抑制するものとする。」、こういう条文があるんですけれども、これは人勤制度を維持、尊重する、という内閣の態度と矛盾するんですか、しないんですか。

○政府委員(中川良一君) 「集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費の総額を極力抑制する」というのが財政構造改革推進法の三十二条にございますが、この「適切な措置」云々というの、もとをただせば六月三日の閣議決定の案文をそのまま文化したという趣旨でございます。その六月三日の閣議決定の中で、人勤制度の維持、尊重ということを述べているわけでございます。今後の給与の取り扱いについて検討するに当たっては、まさにこの閣議決定の趣旨に沿って検討がなされるべきであるというふうに思っております。

○吉川春子君 人勤制度は公務員から労働基本権を剝奪したその代償措置であるわけで、私は、これはまさに労働者にこの三権を返すべきだ、そこが基本問題であるというのを指摘しておきたいと思ひます。

そういうことを指摘した上で次の質問に移りたいと思うんですが、雇用機会均等法と労働基準法の改正が、括弧つきの改正が通常国会で行われました。それと人事院規則との関係をお伺いしたいと思うんですが、まず男女共同参画社会の実現について、今度の人勤では今後女性の一層の活用を図るとしていますけれども、国家公務員労働者の男女比率と女性の任用状況を課長以上の数字について御報告をいただきたいと思ひます。

○政府委員(角野敬明君) 私どもが行っております任用状況調査をもとに御説明させていただきます。

すが、平成八年三月三十一日現在の行政職(一)適用職員について申し上げますと、総数が二十三万二千四百五十一人でございまして、そのうち女性が三万八千六百六十二人、一六・四％、男性が十九万四千三百八十九人、八三・六％となっております。

御指摘の課長等の職としまして行政職俸給表(一)の九級から十一級について申し上げますと、女性が八千人で一％、男性が七千五百九十九人で九・九％という状況になってございます。

また、指定職適用職員について申し上げますれば、男性が千六百六十三人で九・四％、女性が十人で〇・六％という状況でございます。

○吉川春子君 大体、国家公務員の女性の数自体が一・五％ということで非常に少ないわけなんですけれども、その中で課長職以上に登用されている人が一％、つまり百人に一人という数でして、指定職になりますと〇・六％、全体でも十人なんです。本日に女性の管理職への任用が非常に少ないということが今の数字でも明らかだと思ひます。

能力がありながら男女差別に泣く女性は少なくないわけですが、昨年十二月に政府策定の男女共同参画二〇〇〇年プランでは、国の政策方針決定過程の女性の参画の拡大についてこのように指摘しています。「特に行政の分野については、施策の対象の半数を女性が占め、また、同様に施策の影響も受けることから、とりわけ積極的に進める必要がある。」というのを言っていて、国家公務員等を中心にして女性の参画拡大のための取り組みを進めるといふふうになっています。

官房長官、男女共同参画担当大臣という立場でお伺いいたしますけれども、女性の一層の管理職への登用は本日に緊急の課題だと思ひますが、この点についてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(村岡兼造君) 男女共同参画担当の大

臣として、今まで国対委員長もいたしましたけれども、国会の同意人事等、女性が登用できるような心掛けてまいりました。ただいま先生のおっしゃることは、私も担当大臣として、女性の採用、あるいは管理職というか、そういう登用の促進に努力をしていきたい、こう思っているところでございます。

○吉川春子君 雇用機会均等法にはポジティブアクションも盛り込まれておりますけれども、官房長官、女性担当大臣から名前が変わりまして共同参画大臣ですか、そういう立場でぜひ頑張ってくださいと思ひます。

続いて、女子保護規定の廃止と人事院規則の点でお伺いいたしますけれども、現在、国家公務員の女性の就業規制は何時間になっていきますか。

○政府委員(佐藤信吾君) 三百五十時間ということでございます。

○吉川春子君 労働基準法上は女性の就業規制は百五十時間というふうになっているんですが、なぜ国家公務員の女性は三百五十時間という全く変な時間、多い時間が定められているのでしょうか。これは憲法十四条の法のものと平等からいってもおかしいし、それから政府の国策として進めている時間短縮ということからいってもおかしいのではありませんか。

○政府委員(佐藤信吾君) 申すまでもなく、国家公務員につきましては労働基準法は適用除外とされているわけでありまして、女性国家公務員の超過勤務の制限につきましては、当初、官民の所定内労働時間に差がございまして、この差、違いというもの踏まえながら官民の年間の実総労働時間の均衡を図るという考え方で、今申し上げました上限時間数三百五十時間ということになっているわけでございます。

同時に、公務というのは国民に対して適時適切にかつ遅滞なくサービスを提供しなければならな

いという公共性が存するといった公務の特殊性があることを踏まえて、現行の時間数で来ているということでございます。いわば公務についてのこのような特殊性という点から見まして、このような差というものは許される合理的な範囲ではないかというふうにご覧いただければと思います。

○吉川春子君 それは物すごくおかしいわけですね。女性の深夜業を原則禁止して、百五十時間という時間外も法定されているということは、女性には事実上家庭責任を負っている、それから産む性である、そういうことを考慮して歴史的にこの女子保護規定がやられたものであります。それがなぜ公務員だけ三百五十時間なんだと。

労基法が適用されないというのはわかっています。それはほかの理由があるからなのであって、しかし労基法と人事院規則は全部横並びになっているんですが、この女子保護規定の百五十時間だけ公務員は三百五十時間というのはどう考えてもおかしいわけなんです。

今、所定内労働時間の差があった、それなのでこうしたというふうにおっしゃいました。それは式にあらわしますと、週四十時間掛ける五十二週、その差があるというとき民間は週四十四時間をとったんですね、それで掛ける五十二週ということで、答えをイコールにするためには、民間が百五十時間だと計算式上公務員は三百五十時間にしなきゃならない、こういう式を私は聞いています。所定内労働時間の差がない今、所定内労働時間の差がないでしよう、この四月から四十時間に移行しましたでしよう、そうすると三百五十時間を相変わらず公務員の女性に課しているというのは全くおかしいんじゃないか。公務の特殊性からだけでは説明できませんよ。

○政府委員(佐藤信吾君) 経緯としてはただいま先生のおっしゃったような経緯がございましてけれども、現在の立場に立つて、公務上の必要というよ

うな点から見まして三百五十時間という数字を維持する必要があるのではないかとということで今のようになつてゐるということであらうかと思ひます。

いづれにいたしましても、平成十一年四月以降、労働基準法が改正され、国家公務員についてはまだでございませうけれども、あるいは同じような措置を講ずるということになりますと、この三百五十時間なり百五十時間という制限自体がなくなつてくるということもございませう。

○吉川春子君 それは全くおかしいですよ。そんなのおかしいですよ、人事院。だって、四月から四十時間に移行する段階で、それは百歩譲つてあなたの方の四十四時間を基礎にした計算値に理由があつたとしても、本来ことしの四月から百五十時間に直しておかなくてはならないことですよ。人事のあるいは給与の総元締め的人事院がこんなことじゃ困ります。

それからもう一つは、労基法が改正されたから矛盾がなくなつたという御返事でしたけれども、そうじゃないんですよ。大体、男女共通規制をどうするか、あるいは三六協定の上限規制をどうするか、これが今議論されていて、どこに落ちつくかわからないじゃないですか。しかし、今の時点でまさに所定内労働時間に差がなくなつた、あなたの言葉で言えば、その時点で相変わらず百五十時間と三百五十時間の差があるということは、これは納得できません。

これは全く法のものとの平等にも反するし、第一、人事院というのは民間の企業じゃなくて国家公務員の、しかも民間企業に対してお手本を示さなきゃならないところでしょう。そういうところがこういふことに気がつかないのか、怠けたのか、知つていてやったのかわかりませんけれども、これは許されなことです。人事院総裁、どうですか。

○政府委員(中島忠能君) ただいま職員局長からお答え申し上げましたように、経緯は経緯としてあると思ひます。しかし、やはり公務員労働者として国民に対して行政サービスの滞りない提供というものを義務づけられてゐるわけでございますから、そういう観点からいまして、この時間数というのは今までの経験からいっても必要だといふふうに考へておるわけでございます。

○吉川春子君 労基法と全く違う規定を国家公務員だけにかぶせているというんだつたらそれはわかりませう。しかし、適用がないというのは、要するに人事院規則で決めるから労働基準法で適用されないだけの話であつて、私はいいことだとは思ふんですが、国家公務員の方が労働基準法より保護されている点というのはいろいろあるんですよ。それは公務の特殊性ということでは説明できないんですよ。民間の女性と国家公務員の女性のこの不平等だけ、過去の経緯はある、計算式はあるけれども、公務の特殊性ということで説明できませんか。

私は、これは人事院の名譽にかけても、平成十一年に同じになるかならないか今のところわからないんですよ。あと百歩譲つてなるにしても、この二年間の不平等、不公正というものはやっぱり改めていかないと、これは人事の公平あるいは官民の公平という立場からいってもとても納得できるものではないと思ひます。

その点、これは本当に人事院の重大なうっかりミスかどうかどうかわかりませんが、公務の特殊性などということでは絶対説明できないものなんです。人事院総裁、ちよつとこの点については御検討いただきたい、そのことを強く要望します。

○政府委員(中島忠能君) 先ほど申し上げましたように、私たちはやはり人事院の名譽にかけても、国家公務員が国民に対していついかなる時点

においてもきちつと行政サービスができるような体制というのはとつておかなきゃならないといふふうに考へております。

○吉川春子君 人事院総裁、私が言つてゐるのは、一般の民間の労働者と国家公務員の全体の差じゃないんですよ。女性の国家公務員と民間の労働者の間に、しかも超勤の問題についてだけ不平等がある、不公平がある、この点を言つてゐるんです。

公務の特殊性というのは何ですか。憲法十五条何かを盾に言うんですか。そうしたら、では十四条との関係はどうなるんですか。そういうことを含めて私は今ここで指摘したわけですから、今即答はできないかもしれないけれども、職員局長、これは人事院においてもう一度検討して、本當に矛盾がないかどうか、もう一度私のところへ答弁を持つてきてもらいたいと思ひます。検討していただきたいと思ひます。どうですか、局長。

○政府委員(佐藤信君) 今御指摘になりましたけれども、公務の特殊性ということについて申し上げれば、憲法十五条の「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」、それを受けて、国家公務員法九十六条におきましても「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」と、そういう民間にはない特殊性を踏まえてこのような規定を置いてゐるものでございまして、私どもとしては、このような違いというものは合理的な許される範囲内のものであるといふふうに考へてゐるところでございます。

○吉川春子君 時間ですので終わりますが、私はこれは人事院の名譽のためにも検討された方がいいと、そのことを最後にもう一度強く要求して、質問を終わります。

○委員長(竹山裕君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、村上正邦君及び狩野安君が委員を辞任され、その補欠として鈴木政二君及び長尾立子君が選任されました。

○委員長(竹山裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、提案されている給与関係の三法案について、一般職職員給与法案には賛成、特別職職員給与法及び防衛庁職員給与法の改正案には反対の立場で討論を行います。

まず、一般職について、人事院による報告自体が改善率わずか一・〇二%という低過ぎるものであり、少なくともこれを速やかに実施することは当然のことと言わなくてはなりません。政府が財政状況を理由に勧告実施の閣議決定と法案提出をおくらせたことは、公務員の労働基本権制奪の代償措置としての人事院勧告の役割からも許されることではありません。

なお、この法律の中で幹部職員の期末手当の一部が勤勉手当に振りかえられ、一般職員においても勤勉手当の成績率の幅を拡大することになってゐます。このような人事管理における成績主義の強化は容認できません。

また、特別職職員給与法改正案の対象となつてゐる国務大臣や高級官僚の給与は一般勤労者の賃金と比べ相当に高い水準にあります。勧告よりも実施時期をおくらせるとはいえ、これをさらに引き上げるものであり、賛成できません。また、この法律に連動することにより国会議員の給与も引き上げられることも、国民の理解を得られるもの

ではないと思います。

なお、財政構造改革法で総人件費抑制が決められていたもとで、このたびの幹部の給与改善の先送りも来年度以降の人物値切りの突破口にされるようなことがあってはならないということを強く指摘しておきたいと思います。

最後に、防衛庁職員の給与法については、新ガイドラインによって自衛隊が一層危険な役割を増大させている中で、その防衛庁職員の給与の引き上げは日本国憲法あるいは国民の平和への願いから見ても容認できるものではありません。

以上申し述べまして、反対討論を終わります。

○委員長(竹山裕君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹山裕君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹山裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹山裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

決定いたしました。

角田義一君から発言を求められておりますので、これを許します。角田君。

○角田義一君 私は、ただいま可決されました一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、平成会、民主党・新緑風会、社会民主党・護国連合、日本共産党、太陽の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員の給与改定については、人事院勧告を尊重する姿勢を堅持し、完全実施するよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(竹山裕君) ただいま角田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹山裕君) 全会一致と認めます。よって、角田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小里総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小里総務庁長官。

○国務大臣(小里貞利君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨に沿い努力してまいりたいと存じます。

○委員長(竹山裕君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹山裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案
一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
一、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第十九條の十」を「第十九條の十一」に改め、「同じ」の下に「ハワイ観測所勤務手当」を、「勤勉手当」の下に「期末特別手当」を加える。

第十條の三第一項第一号中「三十万七千五百円」を「三十一万二千二百円」に改め、同項第二

号中「五万千五百円」を「五万四千四百円」に改める。
第十一條第三項中「配偶者が不在の場合にあつては」を「扶養親族でない配偶者が不在の場合にあつては」に改め、一人については六千五百円、職員に配偶者が不在の場合にあつては「に改め、同条第四項中「三千円」を「四千円」に改める。

第十一條の二第三項中「職員で」の下に「扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となつた」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」に改める。

第十三條の三第一項中「さらに」を「更に」に、「百分の四をこえない」を「百分の六を超えない」に改め、同条第二項中「新たに」を「検査官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地位官署又は準特地位官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。)、新たに」に、「職員のうち」を「職員でその特地位官署又は準特地位官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他に」に改め、職員には「を」のとして人事院規則で定める職員には「に」に改める。

第十四條を次のように改める。
(ハワイ観測所勤務手当)

第十四條 官署を異にする異動により国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九條の二第一項に規定する大学共同利用機関に置かれる観測所アメリカ合衆国のハワイ島に所在するものに勤務することとなつた職員には、ハワイ観測所勤務手当を支給する。

2 ハワイ観測所勤務手当の月額は、俸給及び第十一條第二項に規定する扶養親族のうち職員と同居する扶養親族(人事院規則で定めるこれに準ずる扶養親族を含む)に係る扶養手

当の月額合計額に百分の八十を乗じて得た額その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円)の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において人事院規則で定める額とする。

3 第一項に規定する観測所に勤務する職員のうち、同項の規定によりハワイ観測所勤務手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、ハワイ観測所勤務手当を支給する。

4 前三項に規定するものは、ハワイ観測所勤務手当の支給期間その他ハワイ観測所勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の二第一項中「三千六百円」を「三千八百円」に、「一万七千円」を「一万八千円」に、「六千六百円」を「六千八百円」に、「五千四百円」を「五千七百円」に、「二万五千五百円」を「二万七千円」に、「九千九百円」を「一万二百円」に改め、同条第二項中「二万八千円」を「二万九千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の五十」を「百分の五十五」に、「得た額」を「得た額(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定幹部職員」という。))にあつては、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額)に改める。

第十九条の七第二項中「百分の六十」の下に「(特定幹部職員にあつては、百分の八十)を加

える。

第十九条の十中「及び勤勉手当」を、「勤勉手当及び期末特別手当」に改め、同条を第十九条の十一とする。

第十九条の九第一項中「第十九条の二」の下に「第十九条の四」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十一条の三から第十一条の八まで、第十二条、第十二条の二、第十三条の二及び第十三条の三の規定は、第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

第十九条の九を第十九条の十とし、第十九条の八を第十九条の九とし、第十九条の七の次に次の一条を加える。

(期末特別手当)

第十九条の八 期末特別手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第二十三條第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百九十を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、

六箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額か

ら、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

在 職 期 間	期 間	割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

3 前項の各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に應ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

4 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する調整手当及び研究員調整手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額(人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額)を加算した額と

する。

5 第二項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

6 第十九条の五及び第十九条の六の規定は、第一項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の八第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第十九条の八第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。))から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。))と読み替へるものとする。

第二十二條第一項中「三万八千五百円」を「三万八千九百円」に改める。

第二十三條第二項、第三項及び第五項中「及び期末手当」を、「期末手当及び期末特別手当」に改め、同条第七項及び第八項中「期末手当」の下に「又は期末特別手当」を加える。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 260,000	円 279,800	円 301,500	円 337,000	円 376,600	円 426,100
269,200	289,200	311,700	349,300	389,100	440,800
278,400	298,900	322,000	361,600	401,700	455,500
287,600	308,800	332,600	373,600	414,300	470,300
296,800	318,700	343,200	385,500	427,000	485,100
306,300	328,800	353,800	397,400	439,400	499,700
315,800	338,900	363,900	409,300	451,600	514,300
325,400	348,900	373,700	421,300	463,500	528,900
335,000	358,600	383,500	433,200	475,200	543,500
344,500	368,100	393,200	444,400	486,600	558,100
354,100	377,500	402,900	455,000	496,700	569,700
363,600	386,600	412,600	465,100	505,900	577,100
372,900	395,400	421,800	473,400	513,700	584,300
382,000	402,600	430,600	480,400	520,900	590,500
389,800	408,800	437,100	487,300	525,500	595,300
395,800	414,400	443,400	492,100		
401,600	419,200	447,600	496,700		
405,600	423,200	451,800	501,000		
409,500	427,100	455,900			
413,200	431,000	459,800			
416,900	434,900	463,600			
420,600	438,600				
424,300					
427,900					

し、第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。

なつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,200円

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	187,000	221,400	239,300
2	136,300	173,000	194,000	229,700	248,400
3	140,700	179,800	201,100	238,200	257,500
4	145,300	187,000	208,300	247,200	266,300
5	150,500	192,800	216,200	256,300	275,000
6	156,400	198,100	224,200	265,000	283,700
7	162,500	203,300	232,100	273,500	292,400
8	168,800	208,500	239,600	282,000	301,100
9	173,400	213,400	246,200	290,300	309,700
10	177,000	217,900	252,700	298,500	318,200
11	180,000	222,300	259,100	306,400	326,500
12	182,700	226,700	264,900	313,900	334,200
13	185,400	231,000	270,500	321,200	341,900
14	187,600	234,400	275,700	328,300	349,300
15	189,700	237,500	280,900	334,700	355,200
16	191,300	240,600	285,600	340,500	360,300
17		243,700	289,800	344,600	364,800
18		246,600	293,500	348,200	368,500
19		248,600	296,900	351,800	371,900
20			299,400	354,300	375,100
21			301,600	356,800	377,900
22			303,800	359,300	380,700
23			306,000	361,900	383,500
24			308,200	364,500	386,300
25			310,400	366,900	389,100
26			312,500	369,300	391,900
27			314,600	371,700	
28			316,700	374,100	
29			318,800		
30			320,900		
31			323,000		
32			325,100		

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただ

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

ロ 行政職俸給表（二）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	円 —	円 166,400	円 185,100	円 203,000	円 229,700	円 258,500
2	122,100	173,200	191,000	209,200	236,700	265,900
3	125,800	179,100	197,000	215,700	243,700	273,400
4	129,600	185,000	203,000	222,700	250,800	281,500
5	133,300	190,300	209,100	229,600	257,800	289,700
6	137,300	195,400	215,500	236,400	264,700	298,200
7	142,100	200,700	222,200	242,700	271,500	306,800
8	146,900	206,100	228,600	248,700	277,800	315,200
9	152,900	211,500	234,900	254,600	283,700	323,400
10	159,100	216,800	240,800	260,500	289,400	331,300
11	166,200	222,400	246,500	266,000	295,000	339,100
12	173,000	227,600	252,200	271,300	300,600	346,500
13	178,800	232,500	257,500	276,400	306,000	353,800
14	184,300	237,400	262,700	281,500	311,200	360,300
15	189,000	242,200	267,700	286,400	316,100	366,800
16	193,500	246,500	272,400	291,300	321,000	373,200
17	198,100	250,700	277,300	295,500	325,700	379,300
18	202,200	254,600	282,000	299,200	330,200	384,900
19	205,900	258,000	286,500	302,500	334,500	390,200
20	209,000	260,600	290,300	305,700	338,400	395,000
21	212,100	262,700	293,100	308,800	342,100	399,800
22	215,200	264,800	295,700	311,700	345,500	404,100
23	218,100	266,600	298,100	314,500	348,200	407,500
24	220,900	268,300	300,300	317,300	350,900	
25	223,300	270,000	302,400	319,900	353,300	
26	225,600	271,800	304,500	322,300	355,700	
27	227,800	273,600	306,600	324,600	358,100	
28	230,000	275,400	308,700	326,800		
29	232,100	277,200	310,800	329,000		
30	234,100	279,000	312,900	331,200		
31	236,000	280,800	314,900	333,400		
32	237,800	282,600				
33		284,400				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	222,600	270,900	308,600	337,000	376,600	426,100
2	157,300	233,700	282,600	321,300	349,300	389,100	440,800
3	164,100	244,900	294,400	332,900	361,600	401,700	455,500
4	173,600	256,100	306,200	343,500	373,600	414,300	470,300
5	180,700	267,000	317,800	354,100	385,500	427,000	485,100
6	188,100	277,400	329,300	364,100	397,400	439,400	499,700
7	195,100	287,800	339,300	373,800	409,300	451,600	514,300
8	202,200	298,100	349,200	383,500	421,300	463,500	528,900
9	209,400	308,400	358,800	393,200	433,200	475,200	543,500
10	217,100	318,500	368,300	402,900	444,400	486,600	558,100
11	225,100	326,600	377,600	412,600	455,000	496,700	569,700
12	232,700	334,200	386,700	421,800	465,100	505,900	577,100
13	240,100	341,900	395,500	430,600	473,400	513,700	584,300
14	246,700	348,900	402,600	437,100	480,400	520,900	590,500
15	253,200	354,000	408,800	443,400	487,300	525,500	595,300
16	259,600	357,500	412,600	447,600	492,100		
17	265,300	360,700	416,300	451,800	496,700		
18	270,600	363,400	420,000	455,900	501,000		
19	275,700	366,100	423,700	459,800			
20	280,900	368,800	427,500	463,600			
21	285,600	371,400	431,300				
22	289,800	374,000	434,900				
23	293,500						
24	296,900						
25	299,400						

備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,300円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 290,600	円 310,700	円 332,300	円 364,800	円 401,200	円 441,000
300,200	320,800	342,600	375,200	413,500	452,700
309,800	331,000	352,900	385,600	425,800	464,400
319,800	341,300	363,200	395,900	437,300	476,100
329,900	351,400	373,600	406,100	448,100	488,000
340,200	361,500	384,000	416,200	458,100	499,700
350,300	371,500	394,100	426,300	467,900	514,300
360,400	381,600	404,200	436,300	477,300	528,900
370,300	391,500	414,200	446,200	486,600	543,500
380,000	401,400	424,200	455,800	495,700	558,100
389,700	411,300	434,200	465,200	504,800	569,700
399,500	421,200	444,100	474,000	513,900	577,100
409,300	431,100	453,400	482,900	522,900	584,300
419,200	438,200	462,400	491,800	530,600	590,500
428,200	445,200	470,500	500,300	535,000	595,300
434,400	451,600	477,600	504,700		
440,600	456,500	482,000	509,000		
445,500	461,300	486,400	513,100		
449,400	465,100	490,800			
453,200	468,900	494,700			
456,700	472,700	498,500			
460,400	476,400				
464,100					
467,700					

る職員で人事院規則で定めるものに適用する。

った職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、210,600円とす

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	215,100	250,800	270,400
2	152,200	196,600	222,800	259,800	279,500
3	158,500	203,900	229,900	268,900	288,700
4	165,900	210,900	237,100	278,000	298,000
5	173,200	216,500	244,400	287,100	307,100
6	180,800	221,100	251,800	296,300	316,200
7	189,500	225,700	259,200	305,300	325,300
8	196,700	230,400	265,100	313,900	334,400
9	199,500	233,900	271,000	322,500	343,200
10	202,300	237,100	276,800	330,900	351,800
11	204,300	240,000	282,400	339,000	359,000
12	206,200	243,000	287,800	346,500	365,300
13	208,000	246,000	292,200	352,000	371,200
14	209,600	249,000	296,200	356,300	377,000
15		251,100	299,800	360,500	382,400
16			303,300	364,200	387,200
17			305,500	367,200	391,200
18				369,900	394,800
19				372,500	398,400
20				374,900	401,500
21				377,300	404,300
22				379,600	
23				381,900	
24					

備考（一） この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事す

（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなる。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 290,600	円 310,700	円 332,300	円 364,800	円 401,200	円 441,000
300,200	320,800	342,600	375,200	413,500	452,700
309,800	331,000	352,900	385,600	425,800	464,400
319,800	341,300	363,200	395,900	437,300	476,100
329,900	351,400	373,600	406,100	448,100	488,000
340,200	361,500	384,000	416,200	458,100	499,700
350,300	371,500	394,100	426,300	467,900	514,300
360,400	381,600	404,200	436,300	477,300	528,900
370,300	391,500	414,200	446,200	486,600	543,500
380,000	401,400	424,200	455,800	495,700	558,100
389,700	411,300	434,200	465,200	504,800	569,700
399,500	421,200	444,100	474,000	513,900	577,100
409,300	431,100	453,400	482,900	522,900	584,300
419,200	438,200	462,400	491,800	530,600	590,500
428,200	445,200	470,500	500,300	535,000	595,300
434,400	451,600	477,600	504,700		
440,600	456,500	482,000	509,000		
445,500	461,300	486,400	513,100		
449,400	465,100	490,800			
453,200	468,900	494,700			
456,700	472,700	498,500			
460,400	476,400				
464,100					
467,700					

で人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、205,300円と

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	234,100	270,900
2	158,900	174,500	201,200	242,200	280,200
3	165,600	181,800	209,400	251,200	289,500
4	172,700	191,100	217,700	260,400	298,800
5	179,800	201,000	225,000	269,600	308,200
6	188,500	208,500	232,300	278,800	317,200
7	198,300	215,900	239,800	288,100	326,200
8	205,800	223,200	247,500	297,400	335,200
9	213,100	229,800	255,700	306,600	344,100
10	220,300	236,900	263,700	315,100	352,900
11	226,900	244,600	271,800	323,700	361,200
12	234,000	251,500	279,900	332,200	369,400
13	241,700	259,400	288,100	340,600	377,400
14	248,600	267,300	296,000	348,700	385,500
15	256,500	275,200	304,000	356,100	393,400
16	264,400	283,100	312,100	363,700	400,800
17	271,800	290,400	320,600	371,600	408,100
18	278,700	297,700	328,900	379,600	414,300
19	285,200	304,700	337,000	387,500	420,500
20	291,900	311,500	344,400	394,900	424,500
21	298,500	318,200	352,000	402,200	427,900
22	304,700	324,900	359,900	408,400	431,200
23	311,100	331,300	367,900	414,600	434,500
24	317,200	337,800	375,800	418,600	437,800
25	323,000	344,500	383,200	422,000	441,000
26	328,900	351,200	390,500	425,300	444,200
27	334,800	357,600	396,700	428,600	
28	339,900	363,400	402,900	431,900	
29	343,700	368,500	406,900	434,900	
30	347,700	373,100	410,300	437,900	
31	351,800	377,900	413,600		
32	355,800	380,800	416,900		
33	358,400	383,700	420,200		
34		386,600	423,200		
35		389,300	426,100		
36		392,000			

備考（一） この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員

（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 290,600	円 310,700	円 332,300	円 364,800	円 401,200	円 441,000
300,200	320,800	342,600	375,200	413,500	452,700
309,800	331,000	352,900	385,600	425,800	464,400
319,800	341,300	363,200	395,900	437,300	476,100
329,900	351,400	373,600	406,100	448,100	488,000
340,200	361,500	384,000	416,200	458,100	499,700
350,300	371,500	394,100	426,300	467,900	514,300
360,400	381,600	404,200	436,300	477,300	528,900
370,300	391,500	414,200	446,200	486,600	543,500
380,000	401,400	424,200	455,800	495,700	558,100
389,700	411,300	434,200	465,200	504,800	569,700
399,500	421,200	444,100	474,000	513,900	577,100
409,300	431,100	453,400	482,900	522,900	584,300
419,200	438,200	462,400	491,800	530,600	590,500
428,200	445,200	470,500	500,300	535,000	595,300
434,400	451,600	477,600	504,700		
440,600	456,500	482,000	509,000		
445,500	461,300	486,400	513,100		
449,400	465,100	490,800			
453,200	468,900	494,700			
456,700	472,700	498,500			
460,400	476,400				
464,100					
467,700					

で人事院規則で定めるものに適用する。

つた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、210,600円と

ロ 公安職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 215,100	円 250,800	円 270,400
2	152,200	196,600	222,800	259,800	279,500
3	158,700	203,900	229,900	268,900	288,700
4	166,600	210,900	237,100	278,000	298,000
5	174,500	216,500	244,400	287,100	307,100
6	182,600	222,100	251,800	296,300	316,200
7	190,000	227,400	259,200	305,300	325,300
8	196,700	232,500	266,000	313,900	334,400
9	201,000	237,500	272,600	322,500	343,200
10	205,200	242,000	279,100	330,900	351,800
11	209,200	246,700	285,500	339,000	359,800
12	213,200	251,900	291,300	346,500	367,600
13	216,900	257,100	296,900	353,100	375,200
14	220,300	262,100	302,400	358,500	382,700
15	223,800	266,800	308,000	363,600	389,400
16	227,100	271,000	312,700	368,200	394,800
17	230,300	274,700	317,300	371,500	400,000
18	233,100	278,400	321,500	374,700	404,000
19	235,700	280,500	324,900	377,800	407,700
20	238,000		327,400	380,800	411,100
21	240,000		329,500	383,800	414,100
22			331,600	386,200	416,900
23			333,700	388,600	
24			335,900	391,000	
25			338,100		
26			340,200		

備考（一） この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとする。

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	253,900	305,500	333,700	371,800	458,700
2	163,600	217,300	262,900	319,300	345,100	385,300	471,600
3	173,100	225,900	272,400	332,400	356,600	398,700	484,500
4	182,800	234,500	282,800	343,600	368,100	416,300	497,200
5	192,500	242,200	296,400	354,800	379,500	433,800	509,700
6	203,000	249,900	310,000	366,100	390,500	450,900	521,700
7	213,600	257,300	323,000	377,400	404,700	463,200	533,300
8	220,200	264,700	331,500	388,400	418,600	475,100	544,200
9	226,300	272,500	340,000	399,500	432,100	486,200	554,000
10	230,800	279,700	348,600	410,400	441,600	497,300	561,600
11	234,500	286,700	356,700	421,300	450,800	508,100	569,100
12	238,300	293,100	364,400	430,000	459,400	517,000	576,100
13	242,100	298,900	371,900	437,300	467,800	524,900	582,600
14	245,800	304,700	379,200	444,500	474,800	531,500	588,400
15	249,100	309,400	386,200	451,500	480,200	537,500	593,000
16	252,300	314,000	393,000	456,300	485,000	543,100	
17	255,500	318,400	399,100	460,100	489,400	547,300	
18	258,600	321,500	402,400	463,900	493,800	551,500	
19	260,700	324,700	405,600	467,600	498,300	555,700	
20			408,800	471,300	502,300	559,800	
21			412,000	475,000	506,100		
22			415,200	478,700	510,000		
23			418,300	482,400	513,900		
24			421,400	486,100			
25			424,500	489,800			
26			427,700				
27			430,900				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 —	円 204,700	円 231,800	円 264,400	円 297,300
2	138,600	173,800	211,500	239,100	272,600	305,500
3	142,500	181,600	217,800	246,800	281,100	313,700
4	147,400	190,200	224,600	255,500	289,100	322,000
5	153,200	197,800	231,700	264,000	296,300	330,300
6	159,100	204,200	239,000	272,100	303,100	339,100
7	166,000	210,600	246,700	280,100	309,700	347,700
8	173,500	216,000	255,200	286,900	316,300	356,000
9	180,700	222,200	263,600	293,500	322,500	364,000
10	188,800	228,400	271,500	300,000	328,600	372,100
11	196,400	234,800	279,000	306,200	334,600	380,200
12	202,600	241,300	285,600	312,000	340,400	387,900
13	208,900	247,300	292,000	317,200	346,200	395,600
14	214,200	253,700	298,300	322,400	351,600	402,800
15	219,400	260,000	304,000	327,100	356,600	409,500
16	224,600	265,800	309,500	331,400	361,600	415,900
17	229,800	271,600	314,200	335,200	366,200	422,200
18	234,500	277,100	318,700	338,700	370,200	428,200
19	239,600	282,600	323,000	342,200	373,400	434,100
20	244,100	287,400	326,800	345,400	376,500	439,400
21	247,300	291,300	329,600	348,600	379,600	444,400
22	250,300	294,200	332,400	351,100	382,700	448,800
23	252,300	297,000	335,000	353,500	385,800	452,500
24		299,400	337,300	355,900	388,900	
25		301,500	339,400	358,300	391,800	
26		303,400	341,500	360,700	394,700	
27		305,300	343,600	363,100	397,600	
28		307,200	345,700	365,500		
29		309,100	347,800	367,900		
30			349,900			
31			352,000			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	256,700	289,900	373,200
2	163,000	205,700	269,600	305,100	388,800
3	171,100	214,500	282,500	320,300	401,400
4	181,400	223,600	296,400	335,600	414,000
5	192,200	232,900	310,300	351,000	426,300
6	199,900	242,300	324,300	366,300	438,200
7	207,300	255,100	337,900	381,600	450,100
8	214,900	267,800	351,400	393,000	461,900
9	223,300	280,500	364,900	403,900	473,600
10	232,700	292,500	375,000	413,800	485,300
11	240,600	304,500	385,100	423,000	497,200
12	249,300	316,500	394,900	431,900	508,900
13	257,500	324,500	403,800	440,600	521,000
14	265,400	331,500	412,500	448,600	533,000
15	272,800	338,400	420,600	456,400	544,200
16	280,200	345,100	428,300	463,900	554,000
17	286,900	351,700	435,800	470,700	563,800
18	293,500	357,800	443,200	477,200	573,400
19	299,900	363,900	449,700	483,500	582,800
20	306,000	369,900	455,400	489,800	591,400
21	311,900	375,600	460,800	495,600	598,100
22	317,100	381,300	464,300	501,300	603,200
23	321,900	386,300	467,700	506,700	608,000
24	326,500	390,900	471,100	511,000	
25	330,200	394,300	474,500	514,600	
26	333,600	397,400	477,800	518,100	
27	336,900	400,500	481,000		
28	340,000	403,600	484,200		
29	342,400	406,700			
30	344,700	409,700			
31	347,000	412,700			
32	349,300	415,700			
33	351,500	418,700			
34	353,700	421,700			
35	356,000				
36	358,300				
37	360,600				
38	363,000				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 315,700	円 413,500
2	149,300	193,800	329,500	423,700
3	155,800	200,600	343,000	433,600
4	163,000	207,800	353,400	443,500
5	171,100	215,300	363,800	453,300
6	180,300	223,100	374,300	462,800
7	190,300	234,200	384,300	472,300
8	197,000	245,900	394,300	481,400
9	203,800	257,900	404,100	490,900
10	210,500	270,700	413,600	500,500
11	217,600	283,600	422,800	510,900
12	225,000	296,900	431,900	520,400
13	233,200	310,800	440,600	529,100
14	241,100	324,500	449,100	536,800
15	249,000	337,300	457,400	541,400
16	257,100	347,500	465,700	
17	265,000	357,600	474,200	
18	272,800	367,700	482,700	
19	280,500	377,300	491,000	
20	287,500	386,700	499,300	
21	294,100	395,800	507,500	
22	300,400	404,000	514,500	
23	306,600	411,600	518,700	
24	312,600	419,100		
25	318,600	426,400		
26	324,500	433,600		
27	330,300	439,700		
28	335,900	445,600		
29	341,200	450,800		
30	345,200	455,500		
31	348,700	460,200		
32	352,000	464,700		
33	355,200	467,700		
34	357,500			
35	359,700			
36	361,800			
37	363,800			
38	365,800			
39	368,000			
40	370,200			

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	274,100	408,500
2	149,300	165,200	287,900	417,500
3	155,800	173,600	301,800	426,300
4	163,000	182,800	315,700	435,100
5	171,100	193,800	329,500	443,600
6	180,300	200,600	343,000	452,000
7	190,300	207,800	353,400	460,300
8	197,000	215,300	363,800	468,000
9	203,700	223,100	374,100	475,400
10	210,300	234,200	383,200	482,700
11	217,000	245,900	391,900	490,100
12	224,000	257,900	400,300	497,500
13	231,500	270,700	408,600	504,200
14	238,900	283,600	416,600	509,500
15	246,000	296,900	424,600	513,600
16	253,000	310,800	432,300	
17	259,800	324,500	439,700	
18	266,400	337,300	447,000	
19	273,000	347,500	453,900	
20	279,000	357,400	460,200	
21	284,400	367,400	466,300	
22	289,500	375,900	471,300	
23	294,300	384,200	475,800	
24	298,800	392,000	479,600	
25	302,300	399,200	482,800	
26	305,800	406,000	485,800	
27	309,300	412,000		
28	311,900	417,800		
29	313,900	423,600		
30	315,900	428,900		
31	317,900	434,100		
32	319,900	438,600		
33	321,900	442,900		
34		447,200		
35		451,000		
36		453,600		

備考（一） この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表(四)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 206,900	円 256,700	円 320,300	円 461,800
2	171,900	215,100	269,600	335,600	473,500
3	182,700	223,900	282,500	351,000	485,100
4	194,200	233,100	296,700	366,300	496,800
5	205,700	242,400	310,800	381,600	508,400
6	212,600	255,100	325,100	393,000	520,600
7	220,100	267,800	340,400	403,900	532,600
8	227,700	280,500	355,700	415,100	543,900
9	235,600	293,500	370,900	426,300	553,700
10	243,800	306,500	382,200	438,200	563,500
11	252,200	319,600	393,100	450,100	573,100
12	260,800	332,700	403,800	461,900	582,500
13	269,000	345,800	413,700	473,600	591,100
14	276,800	358,700	423,100	485,200	597,900
15	284,500	367,900	431,800	496,900	603,000
16	291,900	377,000	440,200	508,500	607,800
17	299,200	386,100	447,900	520,700	
18	306,000	394,500	455,500	530,300	
19	312,500	402,900	462,200	536,100	
20	318,300	411,000	468,300	541,900	
21	323,700	419,100	474,100	547,900	
22	328,800	426,800	479,600	554,000	
23	333,800	434,400	484,800	559,700	
24	338,300	441,000	489,900	564,400	
25	342,600	447,100	493,700	568,700	
26	346,200	452,900	497,400		
27	349,000	458,300	500,900		
28	351,700	463,500			
29	354,700	468,600			
30	357,600	472,400			
31	360,500	475,800			
32	363,200	479,100			
33	365,900				
34	368,600				
35	371,400				
36	374,200				
37	377,000				

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	259,000	301,200	347,300
2	136,400	186,300	272,400	315,200	359,700
3	140,800	196,300	285,900	329,400	372,300
4	146,000	205,100	299,400	343,600	384,900
5	152,300	214,100	313,200	354,500	397,200
6	160,100	223,500	327,000	364,900	410,200
7	168,700	235,300	340,800	374,900	423,400
8	177,700	247,100	351,000	384,600	437,200
9	186,400	258,800	360,500	394,200	450,900
10	193,500	269,000	369,300	403,700	464,400
11	200,900	279,300	377,200	412,900	477,900
12	208,500	289,500	384,300	422,000	491,300
13	216,400	296,700	391,000	431,100	504,200
14	224,500	303,500	397,500	439,900	516,700
15	233,000	310,400	403,900	448,300	528,900
16	241,300	317,300	409,900	456,600	541,100
17	247,700	324,200	415,700	464,700	553,300
18	253,900	331,000	421,000	472,800	564,300
19	260,100	337,700	425,900	479,800	572,400
20	266,200	344,300	430,300	486,800	579,600
21	271,900	350,800	434,600	492,300	585,700
22	277,300	355,900	438,800	497,000	591,100
23	282,500	360,400	443,000	501,000	595,300
24	287,700	363,700	446,600		
25	292,600	366,900	450,100		
26	296,500	370,100			
27	300,300	373,200			
28	303,300	376,300			
29	306,000	379,400			
30	308,300				
31	310,600				
32	312,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 300,300	円 352,100	円 434,400
2	239,000	316,700	369,200	447,600
3	249,000	333,100	386,300	459,900
4	264,300	349,800	403,300	472,000
5	280,300	366,600	416,200	483,800
6	296,500	383,500	429,500	495,500
7	312,100	400,400	442,400	506,700
8	327,700	413,300	454,600	517,400
9	343,000	424,900	466,500	528,100
10	356,000	435,700	477,800	538,700
11	369,000	445,600	488,800	549,100
12	381,700	455,000	499,700	558,800
13	391,200	464,400	510,000	568,100
14	400,300	473,500	520,300	577,400
15	407,900	482,600	529,800	586,400
16	412,700	491,500	539,100	595,300
17	417,500	498,100	548,400	603,500
18	420,500	504,000	555,700	610,300
19		509,100	562,700	615,600
20		513,000	567,800	620,400
21		517,000	572,900	
22		520,900	577,800	
23		524,700	582,100	
24		528,400	586,400	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	208,200	232,000	269,200	311,700	348,000	414,400
2	140,900	178,900	215,300	240,400	278,800	322,000	359,900	426,900
3	146,500	185,500	222,800	249,000	288,400	332,300	371,800	439,400
4	153,300	192,100	230,900	257,600	298,100	342,500	383,700	452,000
5	160,100	198,700	239,100	266,200	307,900	352,700	395,500	464,600
6	167,800	205,200	247,500	274,800	317,700	362,600	407,300	477,200
7	175,400	211,900	256,000	283,500	327,700	372,400	419,500	489,800
8	181,700	218,600	264,400	292,300	337,600	382,200	431,700	502,900
9	188,000	225,500	272,900	301,300	347,300	392,100	443,400	515,900
10	193,300	232,900	281,400	310,200	356,800	402,100	454,400	528,900
11	198,600	239,900	289,800	319,000	366,200	412,000	464,800	537,000
12	203,800	246,700	298,100	327,500	375,100	421,200	473,400	544,400
13	208,900	253,300	306,200	335,500	384,000	430,200	480,400	551,400
14	213,700	259,900	314,100	343,400	392,100	436,900	487,300	558,200
15	218,200	265,700	321,700	350,900	398,600	443,300	494,300	563,600
16	222,600	271,200	329,000	357,000	404,900	447,600	498,800	568,100
17	226,900	276,400	335,800	362,400	410,100	451,800	503,100	
18	231,200	281,600	342,000	367,600	415,100	455,900		
19	234,700	286,300	346,400	371,300	419,100	459,800		
20	237,800	290,800	350,800	375,000	422,900	463,600		
21	240,800	294,100	354,500	378,600	426,700			
22	243,300	296,700	357,300	381,800	430,400			
23	245,200	299,100	360,100	384,800	434,000			
24		301,100	362,700	387,400				
25		303,100	365,300	390,000				
26		305,100	367,600	392,800				
27		307,200	369,800	395,600				
28		309,300	372,100					
29			374,500					
30			376,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	223,800	246,700	278,500	315,600	350,100
2	154,200	181,400	230,800	254,200	287,100	325,300	362,000
3	159,800	190,000	238,900	261,700	295,700	335,600	373,900
4	165,800	199,300	246,400	269,200	304,300	346,100	385,800
5	172,000	205,100	253,800	276,800	313,100	356,400	397,700
6	180,300	211,000	261,300	284,700	321,800	366,300	410,100
7	188,900	217,000	268,700	292,600	330,500	376,200	422,600
8	197,600	223,500	276,100	300,700	339,000	386,100	434,500
9	202,700	230,500	283,600	308,800	346,800	396,100	446,000
10	207,900	238,200	291,300	316,900	354,600	406,300	457,200
11	213,100	245,600	299,100	324,900	362,400	416,700	468,100
12	218,500	253,000	306,900	332,600	370,100	426,500	478,000
13	224,300	260,400	314,400	339,900	377,900	435,700	486,400
14	230,200	267,800	321,700	347,100	385,700	444,800	494,700
15	236,000	275,100	328,900	354,200	393,400	453,900	502,700
16	241,700	282,400	335,600	361,200	401,100	462,300	510,100
17	247,400	289,700	342,200	367,900	408,400	470,600	515,100
18	253,100	297,000	348,400	374,500	414,800	478,600	519,400
19	258,900	304,100	354,600	381,000	419,800	486,000	523,400
20	264,500	311,100	360,800	387,000	424,300	490,900	
21	269,800	318,000	367,100	392,500	428,800	495,100	
22	274,900	324,300	373,000	397,800	432,900	498,800	
23	279,200	330,400	378,400	401,900	436,400		
24	283,800	336,500	383,700	405,600	439,100		
25	288,100	342,200	388,000	409,100			
26	292,200	346,600	391,500	412,600			
27	295,800	350,300	394,700	415,600			
28	299,200	353,800	397,600	418,200			
29	301,800	356,800	400,500				
30	304,100	359,100	403,300				
31	306,200	361,300	405,800				
32	308,200	363,500					
33	310,400	365,600					
34	312,500	367,800					
35	314,600	370,000					
36	316,600	372,400					
37	318,600	374,800					
38	320,700	377,200					
39	322,800						
40	324,900						
41	327,000						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		円 589,000
2		653,000
3		724,000
4		804,000
5		867,000
6		931,000
7		1,017,000
8		1,098,000
9		1,177,000
10		1,260,000
11		1,335,000
12		1,364,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

第二条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		416,000
2		492,000
3		573,000
4		668,000
5		779,000
6		890,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		341,000
2		382,000
3		413,000

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第五条第一項の改正規定(同じ。)(の下に「ハワイ観測所勤務手

当」を加える部分を除く。)、給与法第十九条

の二第二項及び第二項の改正規定、給与法第十九条の四第二項の改正規定(「百分の五十」を「百分の五十五」に改める部分を除く。)、給与法第十九条の七第二項及び第十九条の十の改正規定、同条を給与法第十九条の十一とする改正規定、給与法第十九条の九第一項の改正規定、同条を給与法第十九条の十とし、給与法第十九条の八を給与法第十九条の九とし、給与法第十九条の七の次に一条を加える改正規定並びに給与法第二十三条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の改正規定並びに附則第三項、第十項、第十三項、第十四項及び第十六項から第二十項までの規定平成十年一月一日

二 第一条中給与法第十三条の三第一項及び第二項並びに第二十二條第一項の改正規定並びに給与法別表第一から別表第九までの改正規定(別表第九に係る部分に限る。)

平成十年四月一日

2 第一条の規定(前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第五項において同じ。)(による改正後の給与法(次項を除き、以下「改正後の給与法」という。))の規定及び附則第十五項の規定は平成九年四月一日から、第二条の規定による改正後

の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第十一項において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定は同年六月四日から適用する。

3 第一条の規定(附則第一項第一号に掲げる改正規定に限る。)(による改正後の給与法(附則第十項において「新給与法」という。))第十九条の八第二項(「当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額」に係る部分に限る。)(及び第三項の規定は、同条第一項に規定する基準日が平成十年六月一日以後である期末特別手当について適用する。

(最高号俸等の切替え等)

4 平成九年四月一日(以下「切替日」という。))の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

5 切替日からこの法律の施行の日(附則第八項及び第九項において「施行日」という。))の前日まで

の間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。))の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づき人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(施行日から平成十年三月三十一日までの間に

おける異動者の号俸等の調整)

8 施行日から平成十年三月三十一日までの間に
おいて、改正後の給与法の規定により、新たに
俸給表の適用を受けることとなった職員及びそ
の属する職務の級又はその受ける号俸若しくは
俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異
動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを
受けることとなる期間については、当該適用又
は異動について、まず改正前の給与法の規定が
適用され、次いで当該適用又は異動の日から改
正後の給与法の規定が適用されるものとした場
合との権衡上必要と認められる限度において、
人事院の定めるところにより、必要な調整を行
うことができる。

(ハワイ観測所勤務手当を支給される職員の超
過勤務手当等の額の特例)

9 改正後の給与法第十四条第一項又は第三項の
規定の適用を受ける職員が切替日から施行日の
前日までの間においてこれらの規定の適用の対
象となる期間につき改正前の給与法の規定によ
り支給された超過勤務手当、休日給、夜勤手
当、期末手当又は勤勉手当の額が、改正後の給
与法の規定により支給されることとなるそれぞ
れの手当の額を超えるときは、当該期間の当該
職員の超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末

手当又は勤勉手当の額は、改正後の給与法の規
定にかかわらず、それぞれの手当につき、その
差額を改正後の給与法の規定により支給される
こととなる超過勤務手当、休日給、夜勤手当、
期末手当又は勤勉手当の額に加算した額とす
る。

(期末特別手当に関する特例措置)

10 平成十年三月に支給する期末特別手当に関す
る新給与法第十九条の八第二項の規定の適用に
ついては、同項中「百分の五十五」とあるのは、
「百分の五十」とする。

(給与の内払)

11 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法
の規定を適用する場合においては、改正前の給
与法又は第二条の規定による改正前の一般職の
任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例
に関する法律の規定に基づいて支給された給与
は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期
付研究員法の規定による給与の内払とみなす。
この場合において、改正後の給与法第十四条第
一項又は第三項の規定によりハワイ観測所勤務
手当を支給されることとなる職員に支給された
調整手当、通勤手当又は単身赴任手当(それぞ
れハワイ観測所勤務手当が支給されることとな
る期間に係るものに限る。)は、同条第一項又は

第三項の規定によるハワイ観測所勤務手当の内
払とみなす。

(人事院規則への委任)

12 附則第四項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事
院規則で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律の一部改正)

13 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を
改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部
を次のように改正する。

附則第十七項中「並びに第十九条の七第二項
及び第三項」を、「第十九条の七第二項及び第三
項並びに第十九条の八第四項」に、「期末手当」
を「期末特別手当」に改める。

附則第二十八項中「期末手当」を「期末特別手
当」に改める。

(地方自治法の一部改正)

14 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の
一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「勤勉手当」の下に、「期
末特別手当」を加える。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

15 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第
百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三中「在外公館」の下に「若しくは
国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)
第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関
に置かれる観測所でアメリカ合衆国のハワイ島
に所在するもの」を加える。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律の一部改
正)

16 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤
務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二
十七年法律第九十三号)の一部を次のように改
正する。

第二条第一項中「勤勉手当」の下に、「期末特
別手当」を加え、同条第三項中「及び勤勉手当」
を「勤勉手当及び期末特別手当」に改める。

第三条中「及び勤勉手当」を「勤勉手当及び
期末特別手当」に改める。

第四条第一項中「及び勤勉手当」を「勤勉手
当及び期末特別手当」に、「第十九条の十」を「第
十九条の十一」に改める。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に
関する特例法の一部改正)

17 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に
関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)
の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「及び期末手当」を「期末手当及び期末特別手当」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

18 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号及び第一百一条の二第一項中「勤勉手当」の下に「期末特別手当」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

19 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項、第三十九条、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四百四十二条第二項の表、第四百五十五条の二の項及び第四百四十二条の三第二項の表、第四百五十五条の二第一項の項中「勤勉手当」の下に「期末特別手当」を加える。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の一部改正)

20 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び期末手当」を「期末手当及び期末特別手当」に改める。

正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百三十四万九千円」を「百三十六万四千円」に改め、同条第三項中「百六十五万三千円」を「百六十七万七千円」に、「八十五万八千円」を「八十六万七千円」に改める。

第四条第二項中「三万八千五百円」を「三万八千九百円」に、「七万五千円」を「七万七千二百円」に改める。

第九条中「三万八千五百円」を「三万八千九百円」に改める。

別表第一俸給月額額の欄中「二、二六五、〇〇〇円」を「二、二八八、〇〇〇円」に、「一、六五三、〇〇〇円」を「一、六七〇、〇〇〇円」に、「一、五八三、〇〇〇円」を「一、五九九、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円」を「一、三三九、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円」を「一、三三二、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、一六五、〇〇〇円」に、「一、一七七、〇〇〇円」を「一、一五九、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額額の欄中「一、五八三、〇〇〇円」を「一、五九九、〇〇〇円」に、「一、三三九、〇〇〇円」を「一、三三二、〇〇〇円」に改める。

〇〇〇円」を「一、三五四、〇〇〇円」に、「一、三二二、〇〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、一六五、〇〇〇円」を「一、一七七、〇〇〇円」に、「一、〇三二、〇〇〇円」を「一、〇四一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「五〇九、九〇〇円」を「五一六、五〇〇円」に、「四七三、四〇〇円」を「四八〇、〇〇〇円」に、「四三三、九〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に、「三九一、〇〇〇円」を「三九六、五〇〇円」に、「三四八、四〇〇円」を「三五三、三〇〇円」に、「三三三、六〇〇円」を「三三八、〇〇〇円」に、「二八七、三〇〇円」を「二九一、三〇〇円」に、「二六六、五〇〇円」を「二七〇、二〇〇円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項及び第三項、第四条第二項、第九条、別表第一の俸給月額額の欄並びに別表第二の俸給月額額の欄の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項及び附則第四項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)別表第三の規定及び附則第四項の規定は、平成九年四月一日

から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

3 平成十年三月に支給する期末手当(改正後の給与法第三条第二項及び第三項、別表第一並びに別表第二の規定の適用を受ける職員に対して支給するものに限る。)に関する改正後の給与法第七条の二の適用については、同条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四第二項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

(給与の内払)

4 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十

七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の三又は百分の五」を「百分の三・五又は百分の五・五」に、「百分の三」を「百分の三・五」に、「百分の三」を「百分の三・五」に改める。

第十八条第二項中「五千六百二十円」を「五千六百九十円」に改める。

第十八条の二中「場合において」の下に、「一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第四項(一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。)において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるもの」とし、「とし、同項(一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。)において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項(前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。)に規定する一時差止処分(以下この項において「一時差止処分」という。)に対する審査請求又は異議申立てについては、一時差止処分は懲戒処分

と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十八条の二から第五十条の二までの規定を適用する。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

(期末特別手当)

第十八条の三 第六条の規定の適用を受ける職員には、一般職の国家公務員の例により、期末特別手当を支給する。

2 前条第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第二項の規定による期末特別手当の減額及び前項においてその例によることとされる同条第六項において準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

第二十二條の二第二項中「(期末手当に係る部分を除く。)」を削る。

第二十三條第二項中「及び期末手当」を「期末手当」の下に「及び期末特別手当」を加え、同条第六項中「第十八条の二」を「第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項」に改め、「期末手当」の下に「又は期末特別手当」を加え、同条第七項中「第十八条の二」を「第十八条の二第一項」に、「又

は第十八条の二」を「若しくは同項に改め、「該当する場合」の下に「又は第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第六項において準用する一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合若しくは第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第六項において準用する一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合」を、「期末手当」の下に「又は期末特別手当」を加え、「又は第十九条の六」を「若しくは第十九条の六」に改め、「規定」の下に「又は一般職給与法第十九条の八第六項において準用する一般職給与法第十九条の五若しくは第十九条の六の規定」を加え、同条に次の一項を加える。

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分及び前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第六項において準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

第二十四條第一項中「期末手当」の下に「及び期末特別手当」を加え、「以下」を削り、同条第二項中「及び第十八条の二」を「第十八条の二第一項及

び第十八条の三第一項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十五條第二項中「十万五千六百円」を「十万六千四百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職 俸給月額
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	円 243,100	円 331,100	円 370,100	円 413,500	円 467,900	1	円 589,000
2	252,200	342,300	383,600	427,300	484,000	2	653,000
3	262,800	353,600	397,100	441,100	500,200	3	724,000
4	272,800	365,200	410,300	454,900	516,400	4	804,000
5	285,500	376,900	423,300	468,900	532,600	5	867,000
6	295,600	388,400	436,300	482,400	548,700	6	931,000
7	307,200	399,500	449,300	495,800	564,700	7	1,017,000
8	317,600	410,300	462,300	509,000	580,700	8	1,098,000
9	328,200	421,100	475,300	521,800	596,700	9	1,177,000
10	339,100	431,800	487,800	534,300	612,700	10	1,260,000
11	350,000	442,400	499,600	545,400	625,500	11	1,335,000
12	361,100	453,000	510,700	555,500	633,700		
13	372,100	463,200	519,800	564,100	641,600		
14	383,000	472,800	527,500	572,000	648,400		
15	393,600	480,000	535,100	577,100	653,700		
16	404,100	486,900	540,400				
17	414,400	491,500	545,400				
18	424,400	496,100	550,400				
19	434,000	500,600					
20	442,100	505,000					
21	448,900	509,400					
22	455,100						
23	460,300						
24	464,700						
25	469,000						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 陸曹長 陸曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 陸士長 陸士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
250,000	240,600	231,600	225,900	225,700	—	192,400	176,700	—	161,900	154,500
258,900	244,700	240,700	235,000	234,800	216,700	205,100	184,500	176,700	169,300	
267,900	249,000	248,800	243,100	242,900	225,600	216,000	192,400	184,500	173,700	
277,000	257,100	256,900	251,200	251,000	234,700	224,500	201,900	188,900		
286,700	265,500	265,300	259,600	259,300	242,800	232,600	211,900	193,300		
296,400	273,900	273,700	268,000	267,700	250,900	240,600	220,100			
306,000	282,900	282,700	277,000	276,700	259,200	248,400	227,400			
316,200	291,900	291,600	285,900	285,600	267,600	256,200	234,300			
325,800	300,800	300,500	294,700	294,300	276,600	263,900	239,200			
335,400	309,700	309,400	303,500	303,100	285,400	271,500				
345,000	318,600	318,000	312,100	311,700	294,100	279,900				
354,500	327,500	326,800	320,900	320,500	302,800	288,200				
364,000	336,300	335,500	329,600	329,200	311,400	296,500				
373,500	345,100	344,300	338,400	338,000	320,000	304,800				
383,000	354,100	353,300	347,300	346,900	328,400	311,700				
392,000	363,300	362,300	356,300	355,800	336,700	318,700				
400,700	372,200	371,200	365,200	364,700	344,900	325,100				
409,400	380,900	379,600	373,600	373,100	352,900	330,500				
418,100	389,300	388,000	382,000	381,500	360,600	335,200				
426,800	397,700	396,400	390,400	389,900	367,900					
435,200	406,100	404,700	398,700	398,200	375,200					
443,300	414,400	412,900	406,900	406,300	382,500					
450,700	422,600	421,100	415,100	414,400	389,800					
457,000	430,700	429,100	422,900	422,200	397,000					
462,300	438,300	436,700	430,500	429,800	403,900					
467,300	444,800	443,200	437,000	436,300	410,100					
472,100	450,500	448,900	442,700	441,800	415,600					
476,900	456,000	454,400	448,200	446,900	420,300					
481,700	461,100	459,400	453,200	451,900						
486,400	466,100	464,400	458,200	456,600						
491,100	471,000	469,300	463,100	461,300						
495,800	475,800	474,100	467,800							
500,500	480,500	478,800	472,500							
	485,200	483,500	477,200							
	489,900	488,200								

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び
 受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるもの
 の額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十七

階級	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐佐佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
俸	(一)	(二)	(一)	(二)	(三)	(一)	(二)	(三)	(一)	(二)	(三)	(一)
1	589,000	589,000	496,300	454,900	437,200	384,200	348,900	325,100	279,100			
2	653,000	653,000	512,900	468,700	450,600	396,500	360,200	335,700	289,300			
3	724,000	724,000	529,500	482,500	464,100	410,100	372,700	346,400	301,000			
4	804,000	804,000	546,200	496,300	477,600	423,600	384,200	357,500	311,200			
5	867,000	867,000	562,600	511,600	490,700	437,000	395,800	368,700	321,400			
6	931,000	931,000	579,000	526,900	503,400	450,300	407,400	380,000	331,700			
7	1,017,000	1,017,000	595,300	542,200	515,500	463,800	419,100	391,200	342,000			
8	1,098,000		610,700	558,000	526,700	477,200	430,700	402,500	352,100			
9	1,177,000		626,100	573,500	537,800	490,100	442,100	413,700	362,200			
10	1,260,000		638,300	587,700	549,200	502,100	453,500	424,800	372,300			
11	1,335,000		647,100	601,300	560,500	513,300	464,700	435,800	382,100			
12			655,900	614,100	570,900	523,700	475,900	446,500	391,700			
13			664,700	623,600	579,800	533,700	487,100	457,300	401,100			
14			673,500	629,800	588,000	541,000	498,200	468,100	410,300			
15				636,000	593,300	548,300	508,600	478,700	419,500			
16				642,200	598,500	553,900	518,600	485,400	428,600			
17					603,700	559,400	525,900	491,900	437,700			
18					608,900	564,600	533,200	497,500	446,300			
19					614,100	569,700	538,800	502,700	454,100			
20						574,800	544,300	507,900	460,700			
21						579,900	549,700	513,000	466,800			
22						584,900	554,800	518,100	471,700			
23						589,900	559,900	523,200	476,500			
24							565,000	528,200	481,300			
25							570,000	533,200	486,000			
26							575,000	538,200	490,700			
27								543,200	495,400			
28									500,100			
29									504,800			
30									509,500			
31												
32												
33												
34												
35												

- 備考（一） 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸空将補の（二）欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- （二） この表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に定める額の俸給の支給とする。
- （三） この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定め處して、政令で定める。

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第七五二号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第七六二号)(第七六五号)(第七七一号)(第七七二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第七八〇号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第七八二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第七九三号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第八〇四号)(第八一六号)

一、日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願(第八一八号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第八一九号)(第八二五号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八二八号)(第八二九号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第八三六号)(第八四八号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八五一号)(第八六四号)

一、日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願(第八六五号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第八八八号)(第八九〇号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八九一号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第八九二号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第八九五号)

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願(第八九六号)

期制定に関する請願(第八九六号)

第六八七号 平成九年十一月十四日受理

日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願

請願者 東京都杉並区和田二ノ三四ノ四

前田清康

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第七〇六号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町大字船引字八

幡七ノ一 樽井勇治 外九十五

名

紹介議員 和田 洋子君

政府は慰安婦問題についての国の関与を否定してきたが、平成五年八月に至り、初めて軍の関与を認めた。旧日本陸海軍が直接又は間接に関与した、女性に対する組織的かつ継続的な性的行為の強制的実態を明らかにする必要がある、また、いまだ明らかにされていない慰安所についての調査も望まれる。第百三十六回国会に戦時性的強制被害者問題調査会設置法案が提出されたが、未付託のまま廃案になった。ついては、次の事項について実現を図りたい。

一、戦時性的強制被害者問題調査会設置法を早期に制定すること。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 奈良県吉野郡吉野町喜佐谷一三一

紹介議員 松岡喜美子 外九名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二七ノ二

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二七ノ二

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二七ノ二

紹介議員 武田 節子君

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 川崎市高津区下作延七四五ノ七ノ

Cノ五二四 麻生和子 外九十一

名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七一六号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 川崎市高津区末長二六一ノ二六

猪平信雄 外百七十一名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七一八号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 兵庫県東加東郡下藤田三三三 藤

原寿郎 外三十九名

紹介議員 但馬 久美君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二〇号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 横浜市金沢区六浦町一、三九七ノ

二ノ二〇五 佐藤忠雄 外四十九

名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二七ノ二

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都世田谷区成城八ノ二七ノ二

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二二号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都品川区小山台一ノ三〇ノ三

紹介議員 伊藤由美子 外四十四

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二三号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 福岡県久留米市津福今町二八三

河北玲子 外四十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二五号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都品川区西五反田三ノ四ノ一

ノ四〇一 山崎玲子 外九十名

紹介議員 谷本 鏡君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二七号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市字愛知二五二 建

部正秋 外三十二名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二八号 平成九年十一月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 高知市前里二五〇 西内清子 外

九名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二九号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都品川区小山台一ノ三〇ノ三

紹介議員 伊藤由美子 外四十四

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二九号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都品川区小山台一ノ三〇ノ三

紹介議員 伊藤由美子 外四十四

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二九号 平成九年十一月十四日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都品川区小山台一ノ三〇ノ三

紹介議員 伊藤由美子 外四十四

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七二九号 平成九年十一月十四日受理

紹介議員 藤壽 弘君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七三〇号 平成九年十一月十四日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡妙高高原町池の平
第五区 星野達雄 外五十四名
紹介議員 大瀧 綱子君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七三一号 平成九年十一月十四日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請
願(二通)
請願者 高知市一宮一、二一六ノ一 伊東
亀美子 外四十九名
紹介議員 板垣 正君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三二号 平成九年十一月十四日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 名古屋市中区東桜一ノ九ノ二 二
宮純子 外八十四名
紹介議員 牛嶋 正君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七三四号 平成九年十一月十四日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都町田市野津田町三、四三八
ノ四 寺岡シホ子 外二百十八名
紹介議員 畑 恵君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七三七号 平成九年十一月十四日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五十一号 平成九年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 埼玉県所沢市小手指町四ノ二二ノ
一ノ三〇三 上野さちえ 外三十
四名
紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七四一号 平成九年十一月十四日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 新潟市親松五六〇ノ二一 島食品
子 外九十二名
紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七四二号 平成九年十一月十四日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請
願
請願者 高知市朝倉本町一ノ一五ノ一七
西本美穂 外八十四名
紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四三号 平成九年十一月十四日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都渋谷区上原二ノ四一ノ一
田崎桂子 外七十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七四五号 平成九年十一月十七日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請
願
請願者 高知市朝倉内五八三 片岡富美子
外九名
紹介議員 依田 智治君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五十一号 平成九年十一月十七日受理
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 岡山県津山市椿高下九六ノ三 小
野田耕一 外七十七名
紹介議員 大森 礼子君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七五二号 平成九年十一月十七日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請
願
請願者 香川県善通寺市下吉田町九四五ノ
五 岩永モトノ 外九名
紹介議員 藤壽 弘君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六二号 平成九年十一月十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都世田谷区祖師谷六ノ五ノ一
八 第野敏 外百四十三名
紹介議員 浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七六五号 平成九年十一月十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 沖縄県平良市下里一、一四六ノ一
下里よし子 外四十九名
紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七七一号 平成九年十一月十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 埼玉県大里郡寄居町幸礼七〇三ノ
一 内田士郎 外四十三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七七二号 平成九年十一月十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 東京都清瀬市上清戸二ノ二ノ一
一〇二 中家健 外百二名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七八〇号 平成九年十一月十七日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請
願
請願者 北九州市八幡西区高江三ノ一三ノ
六 三原富子 外十九名
紹介議員 村上 正邦君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八二号 平成九年十一月十七日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 茨城県北相馬郡藤代町山王五八五
喜多桂子 外二十三名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第七九三号 平成九年十一月十八日受理
元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請
願
請願者 奈良県大和郡山市九条町七三四ノ
二 佐田延子 外九名
紹介議員 吉田 久之君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八〇四号 平成九年十一月十八日受理
戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定
に関する請願
請願者 兵庫県宝塚市中筋山手四ノ五ノ一
〇 河江淳 外五十三名
紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八一六号 平成九年十一月十八日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀八ノ二ノ一ノ一〇一 木村優子 外三十四名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八一八号 平成九年十一月十八日受理

日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願

請願者 横浜市南区永田北三ノ三六ノ三 土井登美江

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八一九号 平成九年十一月十八日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区萩中一ノ七ノ四ノ五〇七 新井寛信 外六十五名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八二五号 平成九年十一月十八日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 東京都調布市緑ヶ丘二ノ二五ノ二〇ノ七 岩戸喜代子 外九十九名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八二八号 平成九年十一月十八日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(四通)

請願者 鳥取県東伯郡東郷町松崎四三〇 立木昭栄 外四十名

紹介議員 永野 茂門君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二九号 平成九年十一月十八日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 福岡市中央区福浜二ノ六 船越宏 治 外三十九名

紹介議員 三重野榮子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八三六号 平成九年十一月十九日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 山口県下関市安岡駅前一ノ一ノ一七 嶺野保雄 外百四十名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八四八号 平成九年十一月十九日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 千葉市花見川区幕張町二ノ七、七〇四ノ二ノ四ノ五〇四 小出敬子 外六十五名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八五一号 平成九年十一月十九日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 埼玉県上尾市原市一、三二五ノ三 芳賀涼子 外十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八六四号 平成九年十一月十九日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 大阪府堺市新金岡町四ノ三ノ八ノ一

一〇七 富樫南湖 外四十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八六五号 平成九年十一月十九日受理

日米新防衛指針の慎重な審議に関する請願

請願者 神奈川県海老名市国分寺台一ノ二二ノ一 辻聰子

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八八八号 平成九年十一月二十日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 栃木県足利市大町一ノ一三ノ一九 松村貴雄 外七十六名

紹介議員 国井 正幸君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八九〇号 平成九年十一月二十日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市芝山七ノ一九ノ一三 川島孝夫 外五十三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八九一号 平成九年十一月二十日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根東町五ノ一二ノ二二 石田猛子 外四十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八九二号 平成九年十一月二十日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

辻哲夫 外百十三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第八九五号 平成九年十一月二十日受理

元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 高知市朝倉丁一、五三六ノ五 弘 瀬幸 外六十九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八九六号 平成九年十一月二十日受理

戦時性的強制被害者問題調査会設置法の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県座間市東原四ノ九ノ二七 千葉泰江 外百四十名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第七〇六号と同じである。

第二号中正誤

ページ 段行 誤 正

二 三 七 倍加 倍化

平成九年十二月二日印刷

平成九年十二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局